

仙台藩の家臣墓

池上 悟

一 研究の課題

人間の死に際して遺体を埋葬して墓を設けることは古くから行われてきており、墓の調査は考古学の主要課題として認識され、長い研究の歴史を有している。日本列島において供養塔として石造塔を造立することは平安時代末期に始まり、鎌倉時代以降に普遍化している。鎌倉時代には新たな仏塔として宝篋印塔、無縫塔が中国南部から導入されて、僧侶および各地の豪族層によって造立されている。

有力大名が覇を競った戦国時代には、各地の武士団を統括した大名層は一族墓所に墓石として石造塔を造立している。多くは五輪塔であり、これに次いで宝篋印塔も造立されている。

関ヶ原の戦いの後に安定した社会となった江戸時代には、本邦の各地を知行した大名家は特定の墓地を造営するようになった。基本的に

はそれぞれの領地と江戸の菩提寺、さらには弥勒浄土とされた高野山の奥の院にも墓地を営んでいる。

本邦各地に遺る大名墓は、封建社会を顕示する歴史的記念物として、旧大名家のみでは維持・保全が困難となった三〇箇所ほどの大名墓所は、国の史跡として保護されている。江戸と地方、親藩、譜代と外様大名の家格の違いは、個別に様々な様相を示すところであり、興味深い実態を示している。

この大名墓の国指定に伴う調査の盛行が考古学的研究を進展させることもあったが、大名墓のみの実態把握に留まり、多くは大名墓を最上位とする個別藩内の墓石に表された序列の様相の解明までには至っていない。¹⁾

墓石もまた歴史的記念物として認識されるときに、総体的把握が必須であり、歴史的資料として調査し実態把握を果たす必要がある。こ

の視点のもとに実践された研究としては、関根達人主導による蝦夷地松前藩における近世墓石の悉皆調査が注目されるものであり、藩主を筆頭とする家臣団の墓石造立の様相を、墓石型式、墓地内における配置などから総合的に検討しており、階層性も明確化している。^②

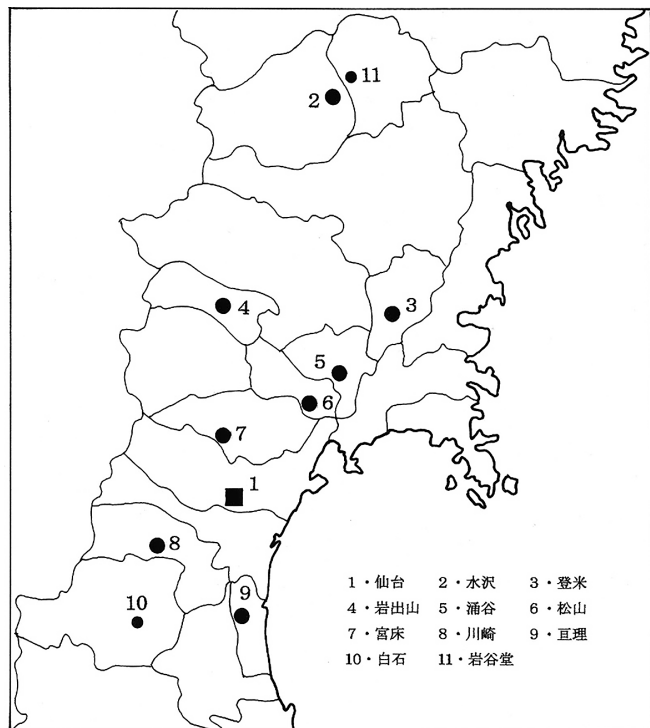
藩主と家老家の墓石の様相比較の実践的研究として、鳥取藩池田家の家老墓の様相を検討した。鳥取藩の因幡・伯耆三十二万石の要衝地の支配を任された家老家は領地に独自の形態の墓石を造立するものの、鳥取城下の各寺院境内墓地に造立された家臣墓は家老墓を含めて藩主墓石を規範とした墓石型式に統一されている実態を把握することができた。^③

本稿は、藩別墓石の総体把握の一環として、仙台藩の有力家臣家墓石の様相を検討して、近世墓研究の基礎的資料を提供することを目的とするものである。

二 仙台藩伊達一門の墓所

伊達氏十七代当主の政宗は、出羽米沢城主の伊達輝宗の長子として永禄十(一五六七)年に米沢に生まれた。天正十二(一五八四)年に家督を継いだ後に佐竹氏、蘆名氏、相馬氏などの周囲の敵対勢力と戦って領土を拡張し、陸奥・出羽の地を平定して広大な支配地を有するに至った。

しかし天正十八(一五九〇)年には、小田原北条氏征伐の対応によ



第1図 仙台藩家臣領分布図

り、豊臣秀吉の処分をうけ領地の一部を没収されている。その後の関ヶ原の戦いには徳川家康に組して上杉氏と戦って戦功をあげ、仙台藩六十二万石の基礎を築いた。

最大で約一万人を数えた仙台藩の家臣のうち、上級藩士は一門、一家、準一家、一族、宿老、着座、太刀上、召出の家格に区分され、家格に応じて知行地を与えられて藩内の城・要害・館などに住まいして領地を治め、仙台に屋敷を与えられた。

一門は戦国時代に伊達氏に服属して家臣となった家と、伊達氏の家からなる。一門の者は藩の役職につくことはなく藩内の治世に直接係わらず、藩主の名代として形式的な任務に従事したが、藩の治世に与える影響は強いものがあつた。

一門十一家は、角田石川家・二万三千三百八十石、巨理伊達家・二万四千三百五十三石、水沢伊達家・一万六千三百三十五石、涌谷伊達家二万二千六百四十石、登米伊達家・二万石、岩屋堂伊達家・五千十五石、宮床伊達家・八千七十七石、岩出山伊達家一万四千六百四十三石、川崎伊達家・二千石、真坂白河家・千四十三石、三沢家・三千石であり、六家が一万石以上の知行地を有した。¹⁾

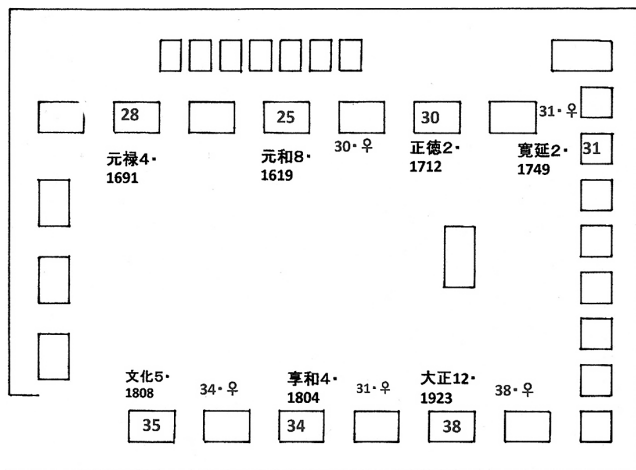
藩主伊達宗家の墓所は、藩内最上の品格を保って造営されている。寛永十三（一六三六）年に没した仙台藩初代の伊達政宗の墓所は、広瀬川を挟んで仙台城本丸と対峙する経ヶ峰に設けられた霊屋としての瑞鳳殿である。

瑞鳳殿は本殿、拜殿、唐門、御供所、涅槃門により構成された霊屋であり、隣接して二代忠宗の感仙殿、三代綱宗の善応殿などの施設も設けられている。これらの霊屋に隣接して、菩提寺である臨濟宗妙心寺派の瑞鳳寺が建立されている。三代にわたる御霊屋は戦災により焼失し、現存の施設は戦後に再建されたものである。再建に伴って伊達政宗、忠宗、綱宗三代の墓は発掘調査されており、埋葬の実際と豊富な副葬品が明らかになっている。

四代綱村以降の墓は霊屋造営ではなく墓石を造立しており、経ヶ峰につづく大年寺山の無尽燈廟に大規模な墓石を造立している。²⁾

1 【角田石川家墓所墓所】

仙台藩一門の主席を占めた角田石川家は、伊達政宗の祖父である晴宗の四男として生まれた小二郎が、磐城国石川郡三芦城主・石川晴光の養嗣子となって晴光の娘を娶り親宗と改称し、永禄十一（一五六八）



第2図 角田石川家墓所

年に家督を継ぎ石川家二十五代当主となったのを初代とする。

親宗はその後上洛して、足利十五代將軍義昭に拝謁して叙任され昭光に改称している。昭光は、秀吉の小田原征伐に伴う奥州仕置で改易された後は伊達宗家に仕え、文禄の役にも参陣して慶長年中に

は伊具郡角田一万二千石の領主となり、元和八（一六二二）年に七十三歳で没し、七名が殉死している。角田石川家は、伊達家家臣の最高位である一門の首席として、代を重ねて二万一千石を領するに至った。

角田石川家墓所は、宮城県南部の角田市角田に所在する曹洞宗・長泉寺墓地に造営されている。長泉寺は、永享八（一四三六）年に三芦城主・石川持光を開基として現・福島県石川町に創建され、その後石川昭光が天正十八年の奥州仕置により改易され角田移封になり、現在地に移された。

墓地は長泉寺境内からは西に三町ほど離れた丘陵裾地に造営されており、角田石川家墓所は丘陵斜面を造成して設けられ「石川家中之廟」とされる。墓地は三〇坪ほどの平坦地を区画して造営されており、周囲に柵を設けて再配置され、南に設けた階段の脇に説明板が設けられている。三〇基ほどの墓石が四周に配置されており、角田石川家初代昭光墓の背後には殉死者の墓石七基も配置されている。

元和八（一六二二）年に七十三歳で没した角田石川家初代・石川家二十五代当主である石川昭光の墓石は、唯一宝篋印塔であるが、風化著しく遺存状態は劣悪である。没年を勘案すると、塔身が縦長の形態は当初の墓石とは考えられず、後代の再建塔と思える。

この墓所には、二十五代昭光の左には二十八代宗弘の墓石を確認できる。二十八代宗弘は、二十七代宗敬の子として寛永七（一六三一）年に生まれた。墓石は、花崗岩を使用した二段の基礎の上に造立され

た総高七尺規模の円頂方形墓標であり、以後の基本となっている。確認できる法名は「自徳院殿白峰圓明大居士」であり、元禄四（一六九一）年に六十二歳で没した。

次いで、三十代村弘の墓石が配置されている。村弘は貞享二（一六八五）年に二十八代宗弘の子として生まれ、正徳二（一七一二）年に江戸の藩邸にて二十八歳で没した。墓石は二段の基礎の上に造立された総高七尺規模の円頂方形墓標であり、「大虚院殿廓山幻然大居士」の法名を確認できる。三十代村弘関連では、並置する夫人の墓石、宝永二（一七〇五）年に没した実母の墓石も確認できる。

三十一代村満は三十代村弘の長男として宝永二（一七〇五）年に生まれ、寛延二（一七四九）年に四十五歳で没した。墓石は二段の基礎の上に造立された花崗岩製の総高七尺規模の円頂方形墓標であり、「徳明院殿秀山直賢大居士」の法名を確認できる。三十一代村満関連では、実母、夫人、側室、子女など五名の墓石を確認することができる。

三十四代村任は、三十三代村文の長男として明和五（一七六九）年に生まれ、享和四（一八〇四）年に三十七歳で没している。墓石は二段の基礎の上に造立された花崗岩製の総高七尺規模の円頂方柱墓標であり、「光徳院殿円山義性大居士」の法名を確認できる。三十四代村任関連では、夫人と子女の墓石二基を確認できる。

三十五代光尚は、寛政元（一七八九）年に三十四代村任の次男として生まれ、文化元（一八〇四）年に十六歳で没し、後は弟の宗光が三



第3図 角田石川家墓所

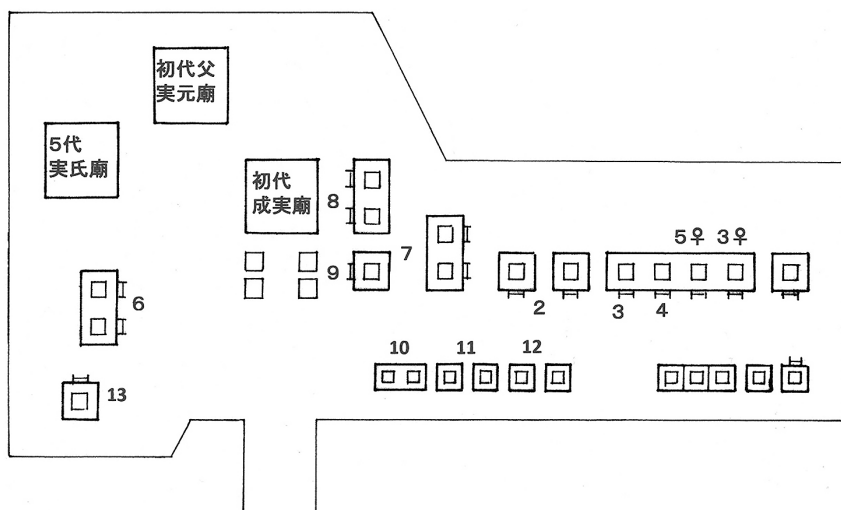
十六代を襲った。墓石は二段の基礎の上に造立された花崗石製の総高七尺規模の円頂方柱墓標であり、「旭照院殿青山實英大居士」の法名を確認できる。

以上が角田石川家墓所に確認できる歴代当主墓であり、墓石型式は二十五代昭光の宝篋印塔、二十八代宗弘と三十代村弘の円頂方形墓標、三十四代村任と三十五代光尚の円頂方柱墓標の変遷を確認することができる。

2 【巨理伊達家墓所】

巨理伊達家は、伊達政宗の曾祖父である伊達家十四代当主種宗の子・実元を家祖とし、その子の成実が慶長七（一六〇三）年に巨理郡巨理城主となり、家中最大の二万四千石余を領したのが始まりである。巨理伊達家は、仙台藩一門第二席の位置を占める。

巨理伊達家初代成実は、永禄十一（一五六八）年に実元の嫡男として生まれ、伊達領南方の鎮撫に活躍した。文禄の役に従軍した後には伏見の伊達屋敷に滞在したが故あって出奔し、関ヶ原の戦いの後に帰参



第4図 巨理伊達家墓所

して巨理を統治した。正保三（一六四六）年に七十九歳で没し、大雄寺に埋葬された。大雄寺は、以後代々の墓所として造営されている。巨理伊達家の菩提寺である巨理郡巨理町の大雄寺は、慶長九年に信夫郡小倉村（現福島市）にあった伊達実元の菩提寺の陽林寺を現在地に移したのが始まりとされる曹洞宗寺院であり、当初大雄寺であったものが後に大雄寺に改称されている。

大雄寺境内中の伊達家墓所は、『巨理町史』に平面配置を含む概要が記載されている。

巨理伊達家の墓所は、大雄寺境内の背後を区切る尾根の東側斜面を造成して設けられている。南北長約三十m、東西幅五・八m規模の墓所であり、墓所西側に三基の御霊屋、東側に墓石が並列されている。

正保三（一六四六）年に没した初代成実の墓所は御霊屋として造営されており、墓地階段の正面に配置されている。霊屋は一間四方の宝形造で、内部には位牌と木像が安置され、宮城県文化財に指定されて保護されている。法名は「雄山院殿久山天昌大居士」である。霊屋の前方には両脇に四基の関連墓石が配置されている。

巨理伊達家墓所には三棟の霊屋が現存している。初代成実の霊屋の左手に所在するのは、享保二（一七一七）年に没した五代実氏の霊屋である。実氏は承応三（一六五四）年に伊達一門の岩出山伊達氏二代宗敏の次男として生まれた。政宗の曾孫にあたり、天和二（一六八二）年の四代基実の逝去の跡を襲い、享保二（一七一七）年に六十四歳で没した。法名は「祥雲院殿連峰義天大居士」である。

二基の霊屋の奥に位置する霊屋は、初代成実の父・伊達実元の霊屋である。二百五十回忌にあたる享保七（一七二二）年に建立された。伊達実元は大永七（一五二七）年に伊達家十四代当主種宗の子として生まれ、天正十五（一五八七）年に没している。実元は政宗の父である晴宗の弟であり、一門の長老として政宗の治世を左治した。法名は「独照院殿雄山豪英大居士」である。

二代宗美は伊達政宗の九男であり、正保三（一六四六）年に初代成

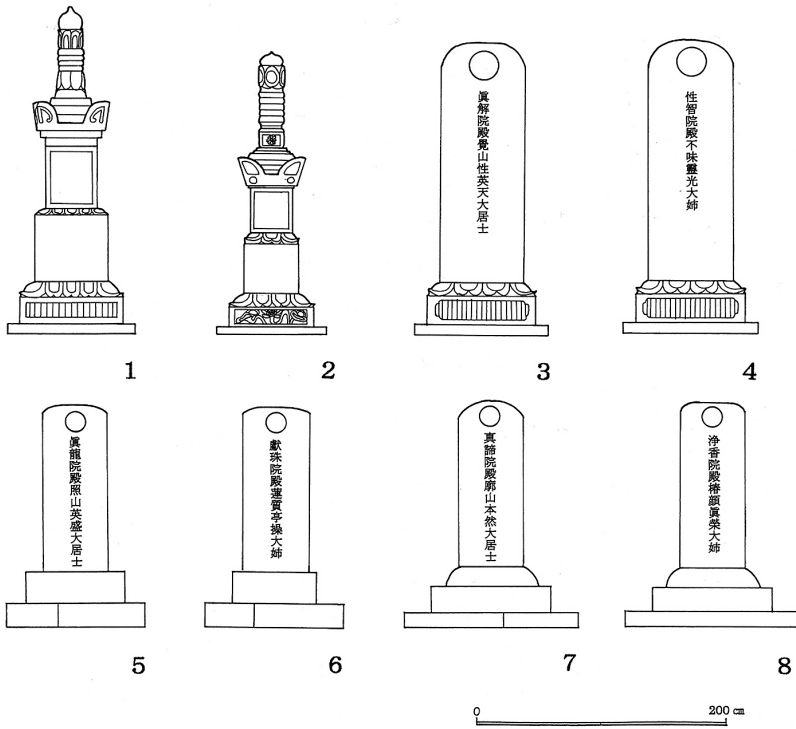
美の隠居に伴って家督を相続した。正室は仙台藩客分であった白河美網の娘月川院であり、三代宗成をもうけている。寛文五（一六六五）年に五十三歳で没して大雄寺に埋葬された。

二代宗美の墓は初代の御霊屋の東側に、独立した基壇上に正室の墓と並置して造営されている。二代夫妻の墓石は宝篋印塔である。ともに基壇上の縁石上部には柄穴が開けられており、本来は石製の玉垣が巡らされていたものと思える。

二代宗美の宝篋印塔¹は、総高二五八cm（八尺六寸）規模であり、上部に反花を表した基壇、上部に反花を表した高さ二尺の基礎、高さ一尺七寸の塔身、下二段・上四段の段級を造作した隅飾り内に藏手文を刻む笠と、高さ二尺三寸の相輪で構成されている。塔身には「圓照院殿徹山利通大禪定門」の法名と没年が刻まれている。

二代室の墓石²は、総高二二二cm（七尺四寸）規模の宝篋印塔である。基本的に二代宗美の宝篋印塔と同様の構成であるが、基壇側面に一華二葉の蓮華文を表す点と、相輪の形態を異にしている。没年の延宝九年は当主没年に遅れること十六年であり、この年代の差異が、宝篋印塔の形態と、法名の大姉号に表されている。

二代夫妻の右手には連接した基壇上に、三代宗成、四代基実、五代実氏室、三代宗成室の四基の宝篋印塔が造立され、墓前には両脇に燈籠が配置されている。四基ともに二代室宝篋印塔と同巧であり、基壇側面の造作、笠・相輪の造作に若干の変容を示している。三代は寛文



第5図 巨理伊達家墓石

十(一六七〇)年に三十五歳で没し法名は「奚仲院殿輪山了機大居士」、四代は天和二(一六八二)年に二十歳で没し法名は「大龍院殿固山紹堅大居士」である。

六代村成の墓は墓所内に立地を代えて、五代実氏御霊屋の手前に夫

妻墓として並置している。また墓石型式は、宝篋印塔から遷して円頂方形墓標を採用している。六代村成は貞享三(一六八〇)年に五代実氏の長男として生まれ、享保十一(一七二六)年に四十一歳で没している。正室は、一門の家格の千餘石を知行した白河宗広の娘である。

六代村成の墓3は幅五m、奥行き三mほどの基壇の上の造立された円頂方柱型の墓標であり、夫妻墓同巧である。墓石は安山岩製であり幅九〇cm(三尺)の上部に四個の蓮弁からなる反花座、側面には縦蓮子を造作した基礎の上に、幅七〇cm(二尺三寸)、高さ一九五cm(六尺五寸)の本体を造立している。正面上部には径七寸の月輪を刻み、この下に「眞解院殿覺山性天大居士」の法名と没年月日を表している。

六代室は村成の没年の翌年に没しており、墓4は同規模の同巧である。同時に企画された点は、同一の基壇上の配置に示されている。法名は「性智院殿不昧雲光大姉」である。二基に認められる反花座を伴う基礎の造作は、先行する三代〜五代墓としての宝篋印塔の基礎の形態を承けたものである。

七代村実は、六代の長男として享保六(一七二二)年に生まれ、宝暦七(一七五七)年に三十七歳で没している。正室は角田石川氏三十一代村満の娘であり、八代村純をもうけている。

七代夫妻の墓は、二代夫妻の墓の左手に並置して造営されている。六代で変遷した墓石型式を継受するものであり、上部に反花座を造作した上に円頂方柱型の墓標を造立している。造立年代の差異は、基礎

上部の反花座に表れており、中央一個の三蓮弁となっている。

八代村純は、延享三（一七四六）年に七代の長男として生まれ、明和四（一七六七）年に弟の村好に家督を譲って隠居し、寛政七（一七九五）年に五十歳で没している。正室は白河村広の娘であり、十代村氏をもうけている。

八代夫妻の墓石5・6は、初代成美の御霊屋の左手に設けられており、二基が並置されている。前代の墓石に比較して小形化しており、二段の基礎を含めた総高は一八二cm（六尺）の規模である。基礎の反花座、側面の造作が消失しており、本体幅五二cm（一尺七寸）、高さ一三六cm（四尺五寸）の円頂方柱型の墓標である。本体正面上部には月輪を刻み、八代村純の墓には「眞龍院殿照山英盛大居士」の法名を表している。七代室の墓には「猷珠院殿蓮質亭棟大姉」の法名と寛政三年の没年を表している。

九代村好は八代の弟であり、宝曆五（一七五五）年に七代村実の子として生まれ、寛政七（一七九五）年に四十一歳で没している。墓は八代夫妻の墓に並んで設けられており、八代墓と同規模同巧である。十代村氏は八代村純の子として明和二（一七六五）年に生まれ、享和三（一八〇三）年に三十九歳で没している。十代夫妻の墓石7・8は墓所北側に先代墓と対峙する位置に設けられている。十代村氏の墓は三段の基礎の上に幅五二cm（一尺七寸）、高さ一三六cm（四尺五寸）の円頂方柱型の墓標である。前代の墓石型式との違いは、三段の基礎

の最上部の幅を丸く狭めるものであり、以後の基本となっている。正面上部には月輪を刻み、この下に「眞諦院殿廓山本然大居士」の法名と没年を表している。十代室の墓石は同規模同巧であり本体正面には「浄香院殿椿顔眞榮大姉」の法名と文政元（一八一八）年の没年を表している。

十一代宗賀夫妻と十二代邦恒夫妻の墓は、十代夫妻の墓に並置して造営されている。十一代宗賀は嘉永五（一八五二）年に六十五歳で没し、十二代邦恒は文久元（一八六一）年に五十九歳で没している。いずれも十代墓石と同規模同巧である。

十三代邦実、十二代邦恒の嫡男として生まれ、安政六（一八五九）年に三十七歳で没している。邦実の墓は、先代とは立地を代えて六代村成夫妻墓の脇に造営されている。墓石は十二代墓石と同規模同巧である。

以上、巨理伊達家の墓所の墓石に窺われるところは、初代成美墓は霊屋を造営しており、二代宗美、三代宗成、四代基実の墓は宝篋印塔を採用し、岩出山伊達家から入った五代実氏は御霊屋を造営している。六代村成墓は墓石型式を代えて円頂方柱型の墓石を採用しており、基礎石の様相に前代の宝篋印塔との連繫を確認できる。

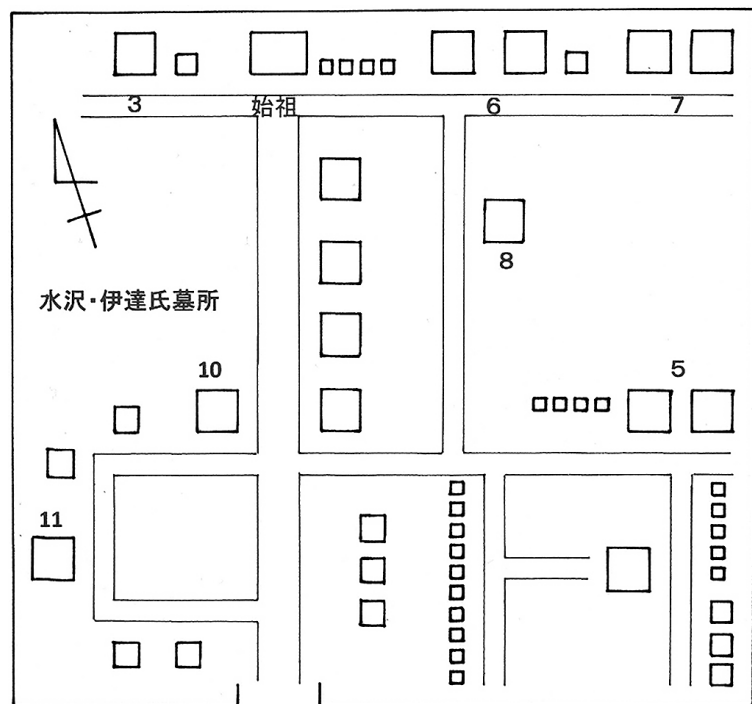
この墓石型式は七代村実墓に引き継がれるが、八代村純墓と九代村好墓では本体の円頂方柱型は等しいが基礎石上面を平坦とする様相に変容している。次いで十代村氏墓では基礎石の最上段を丸く幅を狭め

る様相に変化させ、十一代宗賀墓、十二代宗恒墓、十三代邦実墓に引き継がれている。

3 【水沢伊達家墓所】

仙台藩一門三席を占める水沢伊達家は、源頼朝の奥州合戦後に陸奥国の留守職をつとめた伊沢家景を家祖とし、その子の家元が留守氏を称した家系に始まり、戦国時代には伊達家傘下に組み込まれた。伊達家十五代晴宗の三男で留守氏を継いだ正景は天正十八（一五九〇）年の小田原征伐に参陣しなかつたため、奥州仕置によって本領を没収され甥の伊達政宗に仕えた。その後正景の子の宗利が胆沢郡水沢城主となつて一万八千石余を知行し、幕末まで治めたことにより水沢伊達氏と呼ばれている。

水沢伊達家の墓所は、水沢市の臨濟宗・大安寺に営まれている。現在墓所は二〇m四方ほどであり、平成二十六年には墓地改葬に伴う立会調査が行われている。この墓所改葬は、大安寺の南一〇〇mほどに造営されていた西墓所内の墓を移動して、大安寺境内に造営されている北墓地に改葬するための行われたものである。西墓所には六代村利、村利室、七代村義、村義室、八代村善、六代村利息女、九代村福室、九代村福継室の墓所が造営されており、これを改葬して北墓地に納められた。改葬に伴って、六代村利墓、六代村利室千重墓、七代村義墓からは、煙管、扇子、櫛、簪、柄鏡、印籠、硯、漆塗り容器などの豊



第6図 水沢伊達家墓所

富な副葬品と、女乗物、棺の部材などが出土している。

西墓所改葬後の北墓所内は小径を以て区画されており奥正面に始祖政景墓、この墓に並んで三代宗景墓、六代村利墓、七代村儀墓が配置されている。五代村景墓、九代村福墓、十代村衡墓は墓所の中ほどに配置されており、十一代邦命墓と十二代邦寧墓は入り口寄りに配置さ

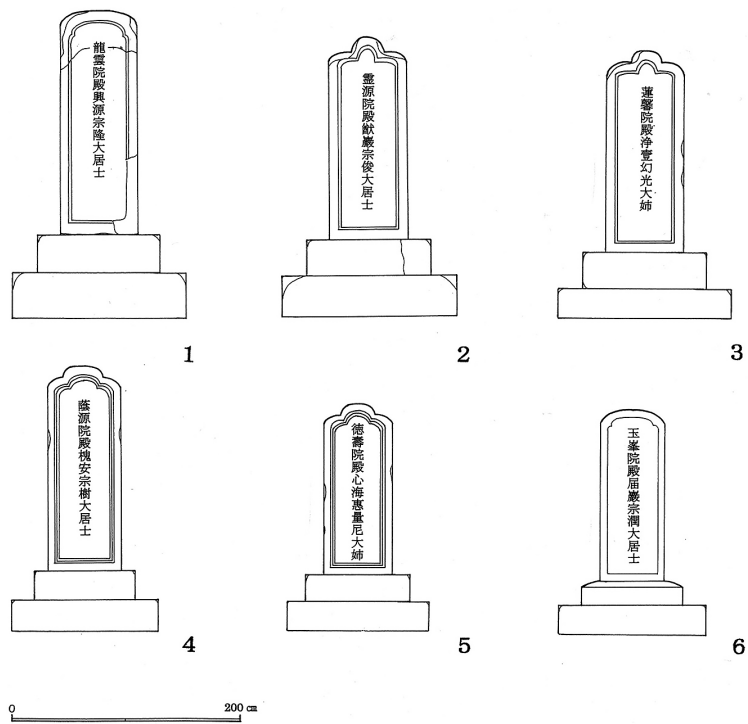
れている。

慶長十二（一六〇七）年に五十九歳で没した水沢伊達氏始祖政景の法名は「大安寺殿高嶽玄登大居士」であり、大安寺の開基となっている。始祖政景の墓は、墓所奥の正面に扁平な基礎石の上に一丈規模の板石の墓石が造立されているものの、後代の再建と思える。

延宝三（一六七五）年に二十六歳で没した三代宗景の墓は、安山岩を使用した二段の基礎の上の造立された一丈規模の円頂方形を基本とする墓石である。風化の度合いより当初の墓石と判断でき、後に続く墓石型式としての頂部中央を半円形に突出させる一突起円頂方形型の墓石であり、本体上部に月輪、下部には蓮弁を表しており、中央に「照岳協公大居士」の法名を表している。

五代村景の墓石1は、墓所中ほど右手に配置されている。五代村景は、元禄三（一六九〇）年に涌谷伊達氏四代当主村元の次男として生まれ、宝暦三（一七五三）年に六十四歳で没している。五代村景の墓石は、安山岩を使用した二段の基礎石上に造立した円頂方形型の墓石であり、かなり風化している。墓石は、本体幅は六八cm（二尺三寸）、高さ一九八cm（六尺六寸）の総高二七二cm（九尺）の大きさである。正面には「龍雲院殿興源宗隆大居士」の法名、両側面に没年月日を刻んでいる。並置する墓石が宝永七（一七一〇）年に没した五代正室の墓石であるが風化著しく分明ではない。

墓所奥の右手に配置された六代村利夫妻の墓石は、西墓地から移動



第7図 水沢伊達家墓石

されたものである。ともに二段の基礎石の上に造立された、頂部の中央が突出する一突起円頂方形型の墓石である。六代村利は、五代村景の次男として享保十六（一七三一）年に生まれ、宝暦六（一七五六）年に二十六歳で没している。正室は、一門筆頭の角田石川氏七代当主村満の娘の千重である。

六代村利の墓石2は安山岩を使用しており、本体幅六八cm（二尺三寸）、高さ一八〇cm（六尺）、二段の基礎石を含めた総高二四六cm（八尺二寸）の大きさであり、正面に「靈源院殿猷巖宗俊大居士」の法名を表し、両脇に没年月日を刻んでいる。

六代室の墓石3は、村利墓と同規模同巧であるが、基礎石の高さに従って僅かに低くなっている。正面には「蓮馨院殿浄臺幻光大姉」、両脇には宝暦六年の没年が刻まれており、村利より一月前の逝去と知られる。

七代村儀夫妻の墓石は、西墓地から移動されて墓地奥側の右手隅に配置されている。花崗岩を使用した六代夫妻墓と同規模・同巧の、一突起円頂方形型の墓石である。七代村儀は、六代村利の長男として宝暦四（一七五四）年に生まれ、安永七（一七七八）年に二十五歳で没している。正室は、角田石川氏八代村俊の娘である。

七代村儀の墓石4は総高二三六cm（七尺九寸）の大きさであり、正面に「蔭涼院殿槐安宗樹大居士」の法名、両脇に没年月日を刻んでいる。七代室の墓石5は総高二〇二cm（六尺七寸）の大きさであり、七代村儀の墓とは一回り小さく企画されている。正面に「徳壽院殿心海惠量尼大姉」の法名、両脇に天明四（一七八四）年の没年を刻んでいる。

八代村善の墓石6は、墓所中ほどに配置されている。八代村善は、安永元（一七七二）年に七代村儀の長男として生まれ、天明七年に十六歳で没している。八代村善の墓石は、二段の基礎石の上に造立され

た円頂方形型墓石であり、上の基礎石の上部は丸く造形されている。本体幅五六cm（一尺九寸）、高さ二四六cm（四尺九寸）、総高二〇〇cm（六尺七寸）の大きさであり、正面には「玉峯院殿層巖宗潤大居士」の法名、両側面に没年月日を刻んでいる。

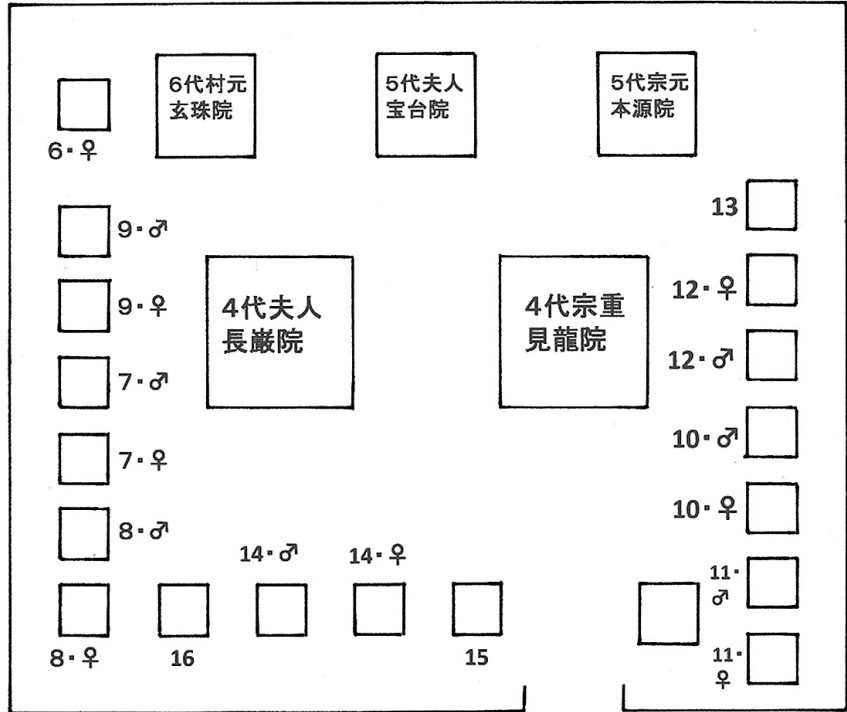
天保元（一八三〇）年に没した九代村福、慶應二（一八六六）年に没した十代宗衡、慶應元（一八六五）年に没した十一代邦命の墓石も、九代村善の墓石に類似する形状の円頂方形型墓石である。

水沢伊達家墓所に認められる江戸時代の歴代当主墓石の変遷は、墓所の調査報告書をまとめた関根達人により、変形楕形（三・五・六・七・九代）から楕形（八・十・十一代）の変遷が確認されている。

4 【涌谷伊達家墓所】

仙台藩一門第四席涌谷伊達氏の本姓亘理氏は、その遠祖を頼朝挙兵に従い御家人となった千葉常胤とする。常胤三男の武石盛胤が奥州合戦の恩賞として得た所領のうち亘理郡など三郡を分与され、亘理氏と名乗ったのが始まりである。十六世紀代には伊達植宗の傘下に入り、秀吉の奥州仕置によって伊達氏が米沢から岩出山に転封になると、亘理氏も涌谷に移され、伊達政宗の庶子の宗根が亘理氏を継ぎ、涌谷に移った亘理氏は涌谷伊達氏を名乗り二万二千石余を知行した。

涌谷伊達家墓所は、遠田郡涌谷町の臨濟宗・見龍寺に営まれており、涌谷町指定文化財となっている。『涌谷町史』に見龍寺境内の墓所の平



第8図 涌谷伊達家墓所

面図が示されている。⁽⁸⁾
 この墓所に墓を造営されたのは、四代宗重以降である。墓所は二〇m×三〇m規模、二〇〇坪ほどの規模で造営されており、四囲は、塙

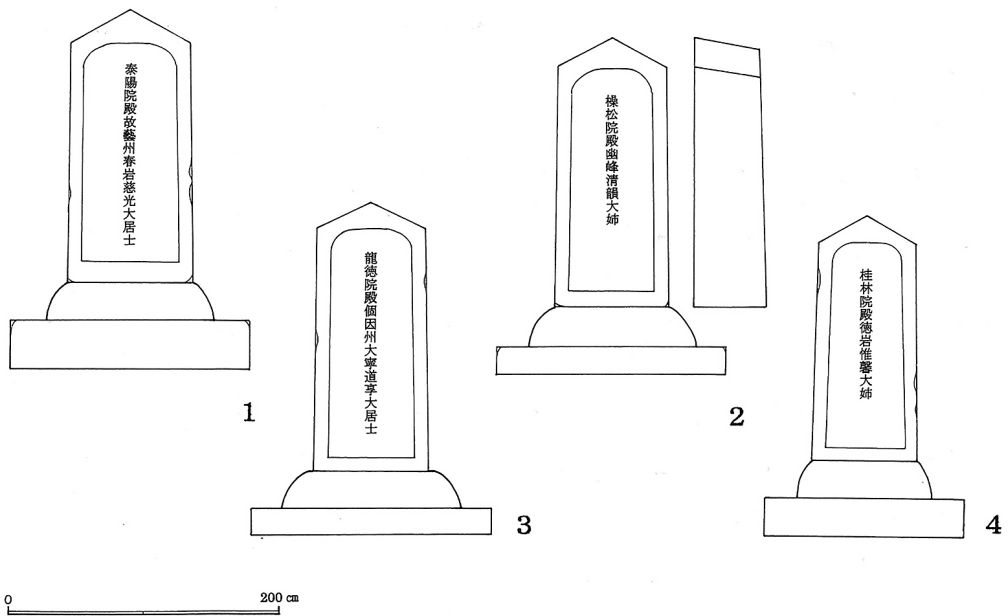
壁を巡らして保全されている。南側の門前には石造五重塔、水盤、盥石が配置されている。

墓所中央には四代宗重夫妻の霊屋を並置し、この奥に五代宗元夫妻の霊屋、六代村元の霊屋の三棟を配置している。七代以降の歴代は頂部の尖った尖頂方形墓石を墓所の正面と両脇に並置して配置している。

合わせて五棟の霊屋は、いずれも二間四面の宝形造、内部は土間で石敷きであり、奥に壇を設けてこの上に厨子を安置している。寛文十一(一六七二)年に没した四代宗重、法名「見龍院殿徳翁収沢大居士」の霊屋は宮城県指定となっており、二間四面・十三尺五寸四方の規模であり、内部壇上の厨子中には宗重の木造座像を安置している。四代村重室・長巖院は伊達藩準一家の天童重頼の女であり、元禄八(一六九五)年に没している。この霊屋でも同じく内部壇上の厨子中に木造座像を安置している。

五代宗元・本源院は四代村重の次男として生まれ、正徳二(一七一二)年に没年している。五代夫妻の霊屋壇上には厨子を配置するもの木像は伴っていない。六代村元は五代宗元の子として生まれ、享保三(一七一八)年に五十三歳で没している。霊屋には五代と同じく厨子のみを配置している。

七代村定以降は、霊屋造営に代わって安山岩を用いた墓石造立に転換している。墓所西側には七代〜九代の墓石を世代ごとに並置し、十二代〜十三代の墓石は東側に配置している。このうち十三代は一墓



第9図 涌谷伊達家墓石

石に夫妻の法名を並書する世代墓であり、墓所南側の門脇に配置された墓石では十四代夫妻は個別の墓石、十五代と十六代は世代墓となっている。

実測調査を果たしたのは、平均的な規模と確認できる八代村盛夫妻の墓石と、九代村胤の墓石である。享保八（一七二三）年に三十七歳で没した七代村定の墓石は、他の墓石と比べてやや大形であり、八代墓石と比較すると総高は十尺規模と確認できる。また七代夫妻墓石に限っては、基礎石は上部が平坦な一段であり、八代以降が基礎石二段で上の基礎石上面を丸く造形する点と異なっている。

八代伊達村盛は、享保八年に父の跡目を八歳で継いだ。享保二十（一七三六）年に二十二歳で没している。村盛の墓石1は、二段の基礎石の上に頂部の尖った尖頂方形型墓石である。一段目基礎石幅一七六cm（五尺九寸）、二段目幅一六四cm（五尺三寸）であり、二段目の上部を丸く造作している。本体幅九二cm（三尺一寸）、高さ二〇四cm（六尺八寸）であり、総高は二六八cm（八尺九寸）を測る。正面には「泰陽院殿故藝州春岩慈光大居士」の法名を刻んでいる。

八代村盛の正室は、伊達藩一家として栗原郡岩ヶ崎所で四千五百石を領した中村成義の娘であり、村盛との間に一女をもうけた。墓石2は村盛と同型式の、本体幅八四cm、高さ二〇〇cm、厚さ五四cm、総高二五〇cmの大きさである。正面には「操松院殿幽峰清韻大姉」の法名を刻んでいる。この墓は、村盛墓よりは僅かに小さく造っており、七

代・九代の墓も同様である。

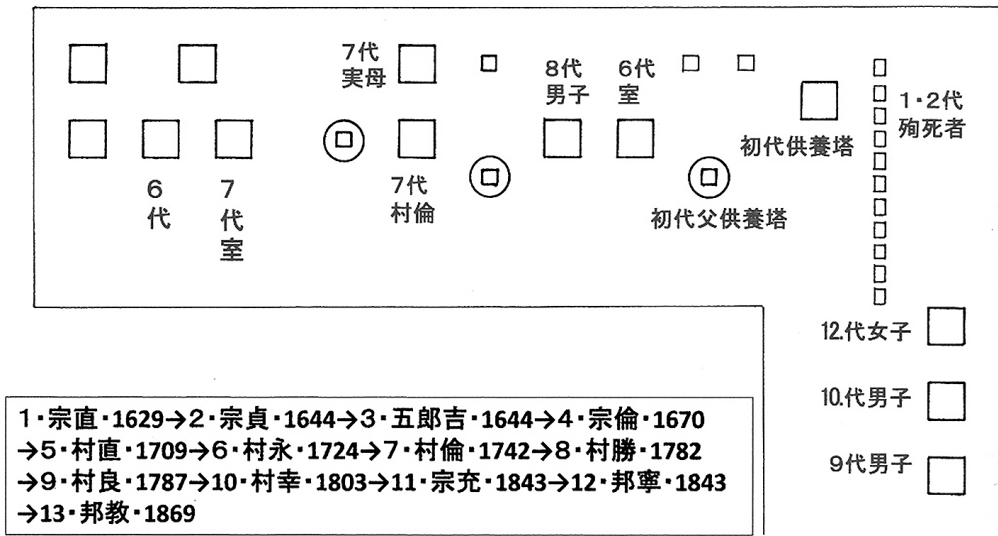
九代村胤は、兄の八代村盛の病死の後をうけて家督を相続し、宝暦九（一七五九）年に三十九歳で没している。九代村胤の墓石3は、八代村盛墓と同型式の総高二四八cm（八尺三寸）の大きさであり、正面に「龍徳院殿故因州大寧道享大居士」の法名を刻んでいる。

九代村胤の正室は、巨理伊達家五代当主の伊達村成の娘であり、伊達藩一門同士の婚姻である。墓石4は同型式の総高二四〇cm（八尺）の大きさであり、村胤の墓石と比較すると本体の高さでは九十一％に縮小されている。正面には「桂林院殿徳岩惟馨大姉」の法名を刻んでいる。

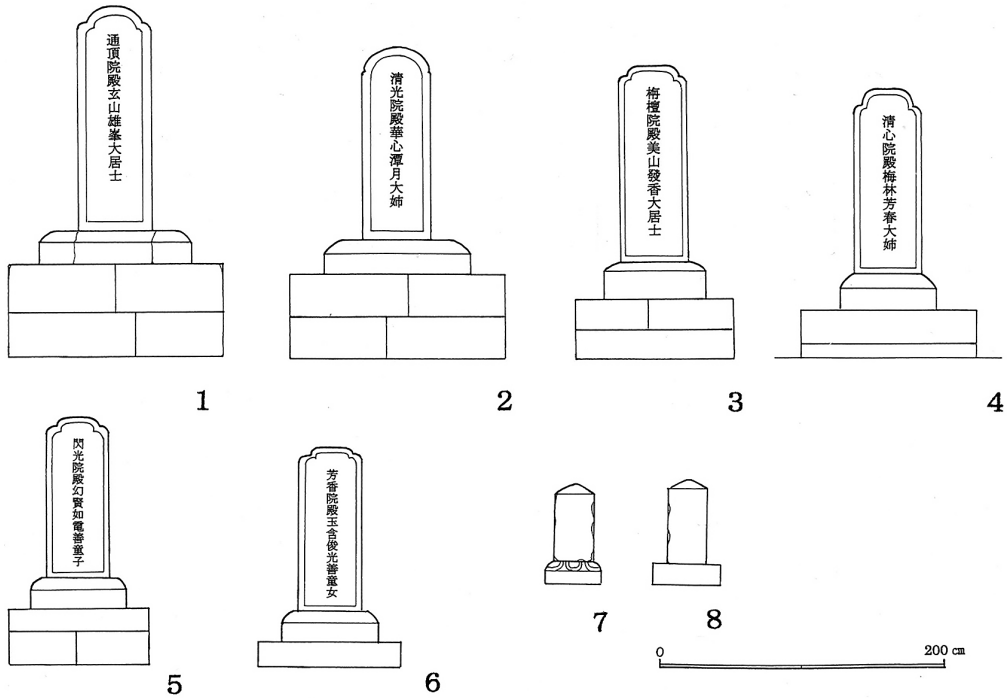
十代以降も尖頂方形型の墓石型式は継続されており、昭和四（一九二九）年に没した十六代胤正墓に継受されている。

5 【登米伊達家墓所】

二万石を領した伊達一門第五席の登米伊達家は、伊達氏家臣の白石宗直が大坂の役などの戦功により伊達姓の名乗りを許されたことを始めとする。しかしその後宗直は伊達政宗の勘気を蒙って死亡し、その後は家格を一門から一家に下げて外孫の宗貞が遺領一万五千石の二代を相続した。三代には二代藩主伊達忠宗の四男五郎吉が婿養子となつて家格を一門にもどし、宗貞は隠居して一家の家格の三千石の白石家に復した。三代五郎吉は正保元（一六四四）年に七歳で没し、四代は



第10図 登米伊達家墓所



第11図 登米伊達家墓石

弟の宗倫が継いだ。

登米伊達家の墓所は、登米市・養雲寺に営まれている。境内を限る尾根上に幅三〇mほどで造営されており、観光協会の看板が立てられている。墓所に造立された歴代当主墓は、享保九（一七二四）年に没した六代村永の墓石を最古とするが、墓所の一隅には初代白石宗直および二代白石宗貞と殉死者十一名の供養塔も配置されている。墓所に造立された墓石のうち八基を実測調査した。

六代村永は、仙台藩一家梁川元頼の長男として生まれ、五代村直の養嗣子となり六代を継ぎ、享保九年に三十六歳で没している。六代村永室の墓石2は、二段の基壇の上に置かれた基礎石の上に造立された頂部の両脇に窪みを施した円頂方形型墓標である。基壇の幅は一五二cm、高さ六〇cmであり、基礎石は幅一〇四cmで上部を丸く造作している。本体は幅四八cm（一尺六寸）、高さ一三八cm（四尺六寸）の、総高二二二cm（七尺四寸）の大きさである。正面には「清光院殿華心潭月大姉」の法名を刻んでおり、側面には享保七（一七二二）年の没年を表している。

七代村倫は、仙台藩三代藩主綱宗の次男で仙台藩支藩である中津山藩主となった伊達村和の子として生まれ、享保九年に死去した六代村永の跡をうけて登米伊達家の七代当主になった。墓石1は六代村永室の墓石と同型式であり、総高二五〇cm（八尺三寸）を測る。頂部の両端部は明確に窪めて中央部を突出させて、一突起円頂方形型の墓石と

している。正面には「通頂院殿玄山雄峯大居士」の法名、側面には寛保二（一七四二）年の没年を表している。

七代村倫の実母の墓石4は、一突起円頂方形型の墓石であり、総高一九〇cmの規模である。正面には「清心院殿梅林芳春大姉」の法名、側面には天明二（一七八二）年の没年を表している。

八代村貞の子女墓は男子二人、女子一人の墓石が造立されている。墓石3は安永四（一七七五）年に十歳で没した半之助の墓石である。

二段の基壇上に造立された一突起円頂方形型の墓石であり、総高二〇八cm（六尺九寸）の規模である。正面には「梅檀院殿美山發香大居士」の法名を表している。

宝暦五（一七九三）年に十三歳で没した九代村幸の男子の墓石5は、墓所入口脇に造立されている。二段の基壇を伴う総高一七六cm（五尺九寸）の一突起円頂方形型の墓石であり、正面に「閃光院殿幻賢如電善童子」の法名を表している。

天保十五（一八四三）年に三歳で没した十二代邦教の女子の墓石6は、二段の基礎石を伴う総高一五六cm（五尺二寸）の大きさである。他と同型式の墓石であり、正面に「芳香院殿玉含俊光善童女」の法名を表している。

石で囲われた封土上に建てられた供養塔は、四基が配置されている。初代伊達相模守宗直の供養塔は高さ三尺ほどの小形五輪塔である。「桐林寺殿瑞鳳常德大居士」の法名と、寛永六（一六二九）年の没年を刻

んでいる。

墓石7は、二代白石宗貞の供養塔である。反花座を伴う基礎石の上に尖頂方形型の墓石を建てたものであり、総高は七二cmである。正面には「本部」と刻んでいる。墓石8は、初代宗直父の白石宗實の供養塔である。基礎石の上に建てた総高七六cmの尖頂方形型の墓石である。正面には「白石宗實碑」と表している。五代村直の供養塔は7・8に類似する小形の尖頂方形型の墓石であり、あわせて後代の再建塔と思える。

この登米伊達家墓所に造立された墓石に窺われる特徴は、一突起円頂方形型の墓石の存在である。この型式の墓石は江戸時代にそれほど普及して造立されてはいない。

伊達一門の墓石では、水沢伊達家墓所において三代宗景墓の延宝三（一六七五）年を最古として、六代・七代夫妻墓の天明四（一七八四）年までに限って採用されている。現状では水沢の地との関連の下に登米において一突起円頂方形型の墓石が採用されたものと考えておきたい。

正保二（一六四六）年の兄の没後に七歳で登米伊達家を継いだ四代宗倫は、隣接する涌谷領との間に所領争いが発生し、伊達騒動にもかわった。寛文十（一六七〇）年に藩主名代として江戸に赴き、帰国後に三十一歳で没した。

宗倫は登米伊達家の菩提寺の養雲寺ではなく、自身が再興した覚乗寺に埋葬され、寛文十二年に霊屋が建立された。霊屋は、一辺七〇〇

cm (二十三尺五寸) の三間四面の宝形造りであり、内部には須弥壇を造作し、この上に方三尺の厨子を安置している。

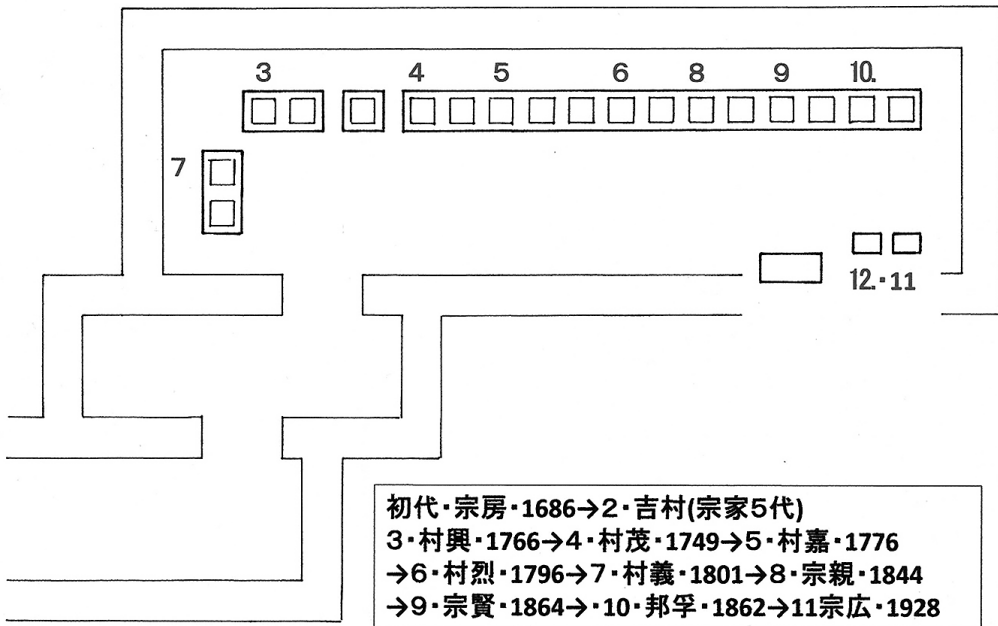
6 【宮床伊達家墓所】

八千石を領した伊達一門第七席の宮床伊達家は、仙台藩二代藩主忠宗の八男の宗房が、万治三(一六六〇)年に黒川郡宮床に所領を得たのに始まる。白石城主の片倉景長の娘を継室とし、男子二人をもうけた。貞享三(一六八八)年に四十一歳で没し、跡は長男の村房が襲ったが、村房は宗家の五代藩主となり、三代は弟の村興が継いだ。宮床伊達家の墓所は、「伊達家廟所」として『大和町史』に概要が記載されている。⁹⁾

宮床伊達家の墓所は、宮城県黒川郡大和町宮床の臨濟宗・覚照寺に営まれている。境内の裏山に土塁で囲った幅10m、長さ40m規模の墓域に細長く石敷きの低い基壇を設け、向かって左から三代以降の墓石を並置して十二代に至っている。

墓所に造立された墓石は、二分される。一は三〜五代の関連墓石に採用された笏付方柱型墓石であり、二は六代以降に採用された頂部を平坦に造作した平頂方柱型墓石である。

三代村興は、兄の跡をうけて元禄八(一六九五)年に十三歳で家督を継ぎ、長じては兄の仙台藩五代藩主村房の補佐を行った。享保十六(一七三二)年に長男の村胤が急逝すると、次男の村茂に家督を譲って



第12図 宮床伊達家墓所

隠居し、明和三（一七六六）年に八十四歳で没した。

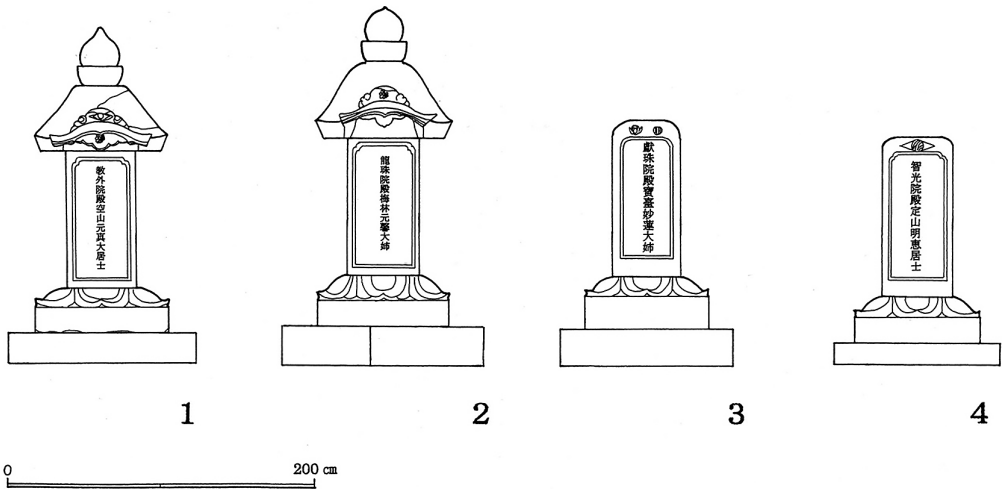
三代村興の墓石1は、二段の基礎石の上に造立された笠付方柱型墓石であり、上部の基礎石は反花座を造作している、本体は幅四六cm（一尺五寸）、高さ九〇cm（三尺）、厚い笠の正面には唐破風を造作しており、総高は二二二cm（七尺四寸）の規模である。正面には「教外院殿空山元真大居士」の法名、裏面には没年を表している。

三代村興室は、胆沢郡前沢で三千石を領した仙台藩一門第十一席の三沢宗直の娘であり、享保十六（一七三一）年に没した。墓石2は三代村興に並置して造立されており、総高二三六cm（七尺五寸）の同型式の墓石である。正面には「龍珠院殿梅林元馨大姉」の法名、裏面には没年を表している。

三代夫妻の墓石に並んでは、享保十六年に没した長男村胤の墓石、寛延二（一七四九）年に没した四代村茂の墓石、四代室の墓石、安永四（一七七五）年に没した五代村嘉の墓石が同型式の墓石として造立されている。

以上六基の笠付方柱型墓石に並んで十基の平頂方形型墓石が配置されている。

墓石3は、二段の基礎石の上に造立された平頂方形型墓石であり、総高は一四八cm（四尺九寸）である。正面には「智光院殿定山明恵居士」の法名、裏面には「明和七庚寅歳九月三日」の没年を表している。俗名は表していないものの、没年と法名から判断すると、五代村嘉



第13図 宮床伊達家墓石

の養子となった後に早くに没した弟の村瀬の墓石と想定できる。

墓石4は、3の墓石に並んで造立されている同型式の墓石であり、総高一六一cm（五尺四寸）である。正面には「獻珠院殿寶臺妙蓮大姉」、裏面には「元文四己未天六月二十五日」の没年を表している。墓石の配置からすると五代村嘉の妹かと思える。

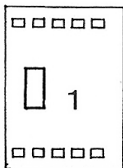
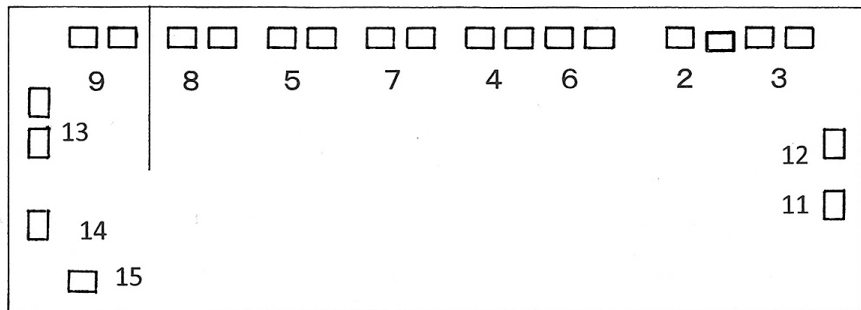
さらに寛政八（一七九六）年に没した六代村烈、天保十五（一八四四）年に没した八代宗規、元治元（一八六四）年に没した九代宗賢、文久二（一八六二）年に没した十代邦孚の墓石がそれぞれ夫妻墓として並び、享和元（一八〇一）年に没した七代村義夫妻の墓は墓所入り口左手に配置されている。

貞享三（一六八六）年に没した宮床伊達家初代の伊達宗房の墓所は、離れた尾根上に位置している。明治初年まで存していたとされる霊屋は基礎部分のみが遺存しており、一辺十二尺四方の規模である。初代夫妻の墓石は、別地点に新たに設けられている。

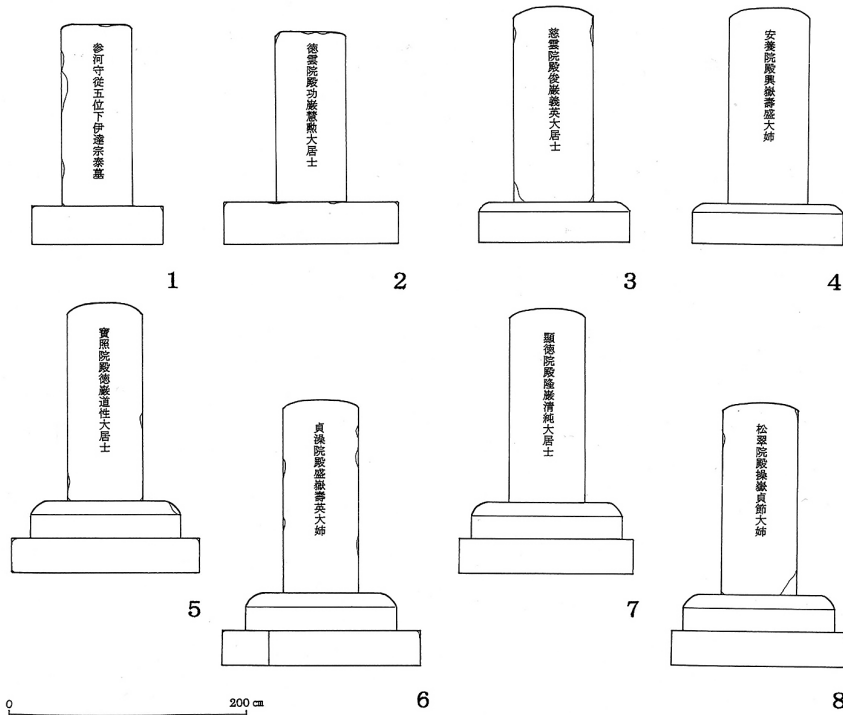
7 【岩出山伊達家墓所】

一万四千余石を領した伊達一門第八席の岩出山伊達家は、慶長八（一六〇三）年に伊達政宗が岩出山城から青葉城へ居城を移した際に、政宗四男の宗泰が岩出山城を与えられたのを始めとする。代を重ねて十代邦直で幕末に至り、邦直は明治二十四年に没している。岩出山伊達氏の事績は、『岩出山町史』に載せられており、その中で霊廟について

仙台藩の家臣墓



第14図 岩出山伊達家墓所



第15図 岩出山伊達家墓石

若干の記載を認めることができる。^⑩

墓所は大崎市の岩出山地区の東南に延びる尾根を造成して造営されており、伊達家霊廟として整備されている。歴代の墓石の中で、特徴的な八基の墓石を実測調査した。

初代宗泰の墓は、一段高い場所を占めており、当初は霊屋が造営されており、明治初年まで遺存したものとされる。墓石1は一段の石垣で囲われた中央に、一段の基礎石上に平頂方形型の墓石が造立されている。本体幅六〇cm（二尺）、高さ一五六cm（五尺二寸）、総高一八八cm（六尺三寸）の大きさであり、正面に「参河守從五位下伊達宗泰墓」と刻み、側面に寛永十五（一六三三）年の没年も表している。また基礎石には発起人として、鈴木重敬、那須貞幹、草刈忠明の名前を確認することができる。初代宗泰墓の両側には、殉死者十人の三尺規模の平頂方形型の墓石が配置されている。

二代宗敏以降の墓所は一段低く造成した平坦地に墓石を並置している。二代宗敏の墓所は初代と同じく霊屋が建立され明治初年まで遺存し、その後の墓石造立である。墓石2は、一段の基礎石の上に幅六〇cm、高さ一四六cmの平頂方形型の墓石が造立されている。正面には「徳雲院殿功嚴慧勲大居士」の法名、側面には延宝六（一六七八）年の没年を表している。基礎石には初代と同じ発起人名を確認することができる。並置して二代室の墓石が造立されている。

初代・二代ともに明治期以降に再建されたものであり、上部の平坦

な一段の基礎石の上に建てられた平頂方形型の墓石となっている。同形式の墓石の再建墓石は、五代室の墓石と六代夫妻の墓石の三基が確認できる。

三代敏親は、二代宗敏の嫡男であり、延宝五（一八七七）年に二代の隠居にもなつて家督を継ぎ、享保五（一七二〇）年に七十一歳で没した。三代敏親の墓石3は、上部を丸く造作した一段の基礎石の上に建てられた円頂方形型の墓石であり、本体幅六八cm（二尺三寸）、高さ一六八cm（五尺六寸）、総高二〇二cm（六尺七寸）の大きさである。正面には「慈雲院殿俊巖義英大居士」の法名と元文元年の没年を刻んでいる。

三代敏親室は公家冷泉家の娘であり、元文元（一七三六）年の没年を確認できる。墓石4は敏親墓石と同形式であり、総高も二〇二cmと等しい。正面には「安養院殿興嶽壽盛大姉」の法名と元文元年の没年を刻んでいる。

七代村則は明和二（一七六五）年に六代村通の嫡男として生まれ、寛政十三（一八〇一）年に三十七歳で没している。墓石5は二段の基礎石の上に建てられた円頂方形型の墓石であり、本体幅六四cm（二尺一寸）、高さ一六八cm（五尺六寸）、総高二三〇cm（七尺七寸）の大きさである。正面には「寶照院殿徳嚴道性大居士」の法名と没年を刻んでいる。

七代村則室は仙台藩一門の前沢三沢家の娘であり、天保十五（一八

四四）年に没している。墓石6は、七代村則の墓石と同形式・同規模であり、正面には「貞操院殿盛嶽壽英大姉」の法名と没年を刻んでいる。

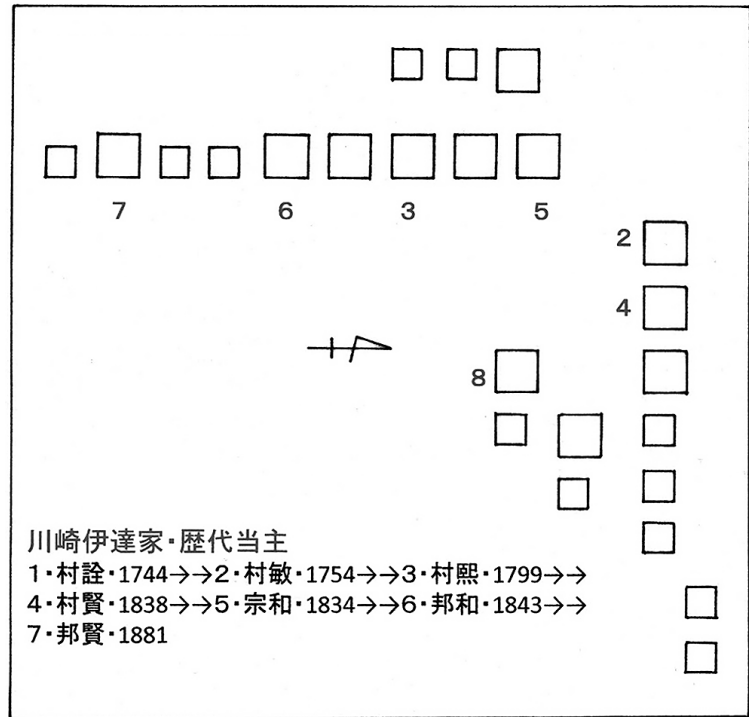
八代定秩は七代村則の嫡男として生まれ、弘化三（一八四六）年に六十三歳で没している。墓石7は二段の基礎石を伴う円頂方形型であり、総高は二二六cm（七尺五寸）の大きさである。正面には「顕徳院殿隆巖清純大居士」の法名と没年を刻んでいる。

八代定秩室は、仙台藩一門の岩屋堂伊達氏の娘であり、文政三（一八二〇）年に没している。墓石8は八代定秩の墓石と同形式・同規模であり、正面には「松翠院殿操嶽貞節大姉」の法名と没年を刻んでいる。

以上の岩出山伊達家の墓所に造立された墓石に窺われる様相は、三代敏親の墓石で採用された円頂方形型式墓石が以降歴代の墓石を規定している点であり、大正二（一九一三）年に没した十三代寧永の墓石にまで継受されている。また岩出山伊達家においても、他の仙台藩一門家の墓所と同じく霊屋建立から墓石造立への変遷を確認することができる。

8 【川崎伊達家墓所】

仙台藩一門第九席を占めた川崎伊達家は、仙台藩三代藩主綱宗の二男として生まれ、元禄八（一六九五）年に中津山藩三万石の藩主となつ



第16図 川崎伊達家墓所

た村和の長男の村詮が、中津山藩改易後の享保五年に家督を相続して一門の家格に列し、享保七（一七二二）年に川崎要害を拝領して二十石を知行したことに始まる。

川崎伊達家の菩提寺は、宮城県柴田郡川崎町所在の曹洞宗龍雲寺であり、墓所は境内から離れた墓地の一角を占めて造営されている。初

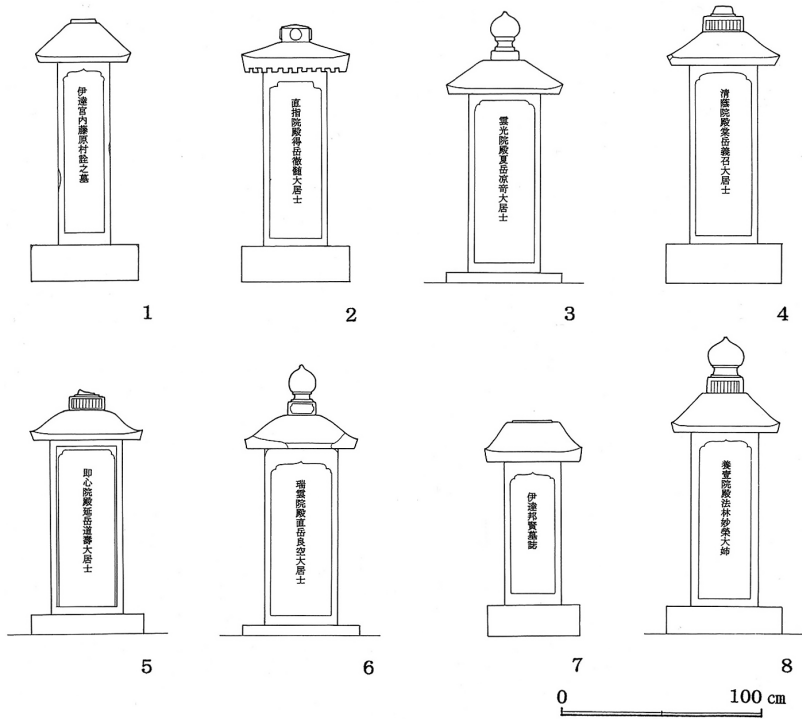
代伊達村詮から、幕末の八代邦賢に至る当主とその室、および子女墓が約三十基遺存している。

二代村詮は享保十六（一七三一）年に隠居し、延享元（一七四四）年に四十七歳で没した。墓石1は、一段の基礎石の上に建てられた笠付方柱型の墓石であり、本体幅二六cm（九寸）、高さ九二cm（三尺一寸）、総高一三二cm（四尺四寸）の大きさである。正面には「伊達宮内藤原村詮之墓」と表し、側面には「常照院殿雄岳良英大居士」の法名を刻んでいる。この墓石型式が以降の歴代墓石を規定している。

三代村敏は、岩出山伊達家四代村泰の二男であり、二代村詮の妹婿である。享保十六（一七三一）年に家督を相続し、宝暦三（一七五三）年に四十一歳で没した。三代村敏の墓石2は、一段の基礎石を伴う笠付方柱型の墓石であり、本体幅三三cm（一尺一寸）、高さ八八cm（二尺九寸）、総高一三〇cm（四尺三寸）の大きさである。笠の軒下には垂木が造形されており、棟上には一体として造形された宝珠部分は低く方形をなしている。正面には「直指院殿得岳徹髓大居士」の法名を刻んでいる。

四代村熙は三代村敏の子であり、宝暦三年に父の死により家督を継ぎ、寛政十一（一七九九）年に六十九歳で没している。

墓石3は、総高一三七cm（四尺八寸）以上の大きさであり、笠上には宝珠と請台を乗せている。正面には「雲光院殿夏岳涼奇大居士」の法名を刻んでいる。



第17図 川崎伊達家墓石

五代村賢は、水沢伊達家八代村儀の子であり、婿養子となって家督を継ぎ、天保九（一八三八）年に六十二歳で没した。墓石4は、総高一四〇cm（四尺七寸）の大きさであり、笠上には宝珠を欠いている。正面には「清陰院殿直岳義召大居士」の法名を刻んでいる。

六代宗和は、岩出山伊達家七代村則の子であり、五代村賢の婿養子となって家督を継ぎ、天保五（一八三四）年に義父に先立って四十八歳で没している。墓石5は、総高一二五cm（四尺二寸）以上の大きさであり、形状は五代墓石に等しい。正面には「即心院殿延岳道壽大居士」の法名を刻んでいる。

七代邦和は、岩出山伊達家八代宗秩の子であり、六代宗和の婿養子となって家督を継ぎ、天保十四（一八四三）年に三十三歳で没した。

墓石6は、総高一三八cm（四尺六寸）以上の大きさであり、笠上には宝珠と請台を乗せている。正面には「瑞雲院殿直岳良空大居士」の法名を刻んでいる。

八代邦賢は七代邦和の嫡男であり、天保十四年の邦和の死をうけて家督を継いだ。戊辰戦争後には先祖代々の所領を失い、明治十（一八七七）年の西南戦役に従軍し、明治十四（一八八一）年に四十五歳で没した。墓石7は、総高一一〇cm以上の大きさであり、笠上には僅かに棟を造作している。正面には「伊達宗賢墓誌」と刻み、側面に「恵光院殿直岳宗賢大居士」の法名を刻んでいる。

八代邦賢室の墓石8は、総高一五一cm（五尺）の大きさであり、笠

上には宝珠と請台を伴っている。正面には「養壹院殿法林妙榮大姉」の法名を刻んであり、没年は慶應二七四（一八六六）年である。墓所には多くの大姉号を有する墓石も造立されているが、確定されるのは並置して配置された三代、四代、五代の室の墓石である。いずれも笠付方柱型の墓石を採用しており、他に確認できる子女墓が扁平な自然石を使用する点とは格差を以て造立されている。

以上、川崎伊達家墓所に造立された墓石に窺われるところは、小形の笠付方柱型の墓石を採用する点が特徴的であり、子女墓にいたっては自然石を使用している点である。これは伊達藩の一門に列するとはいえ、二千石に留まる家禄に対応したものであろう。

三 茂庭家墓所

1 【茂庭本家墓所】

茂庭氏は藤原姓、氏は斎藤で山城国八瀬に住んでいたが、二代将監基良が平治の乱（一一五九）年の後に下総国佐倉、ついで下野国那須に移り、三代監物実良は伊達郡鬼庭村に移って氏を斎藤から鬼庭に改め伊達家に仕えた。天文十八（一五四九）年には置賜郡川井村を加増されて川井城に移った。その後天正十六（一五八八）年に安達郡百目木に移ったが、天正十八年の奥州仕置きに伴って柴田郡沼辺、磐井郡赤萩に移動し、慶長八（一六〇三）年に志田郡松山郷を賜わり以後十一代にわたって松山の地を治めた。

この間、十四代石見綱元（近世二代）は奉行職をつとめ、文禄年中の朝鮮派兵に際しては肥前名護屋の留守居をつとめ、この間に秀吉の命によって鬼庭を茂庭に改めている。さらに仙台留守居にもなっており、伊達政宗の信頼が厚かったことが窺われる。

松山への移動は、十五代周防良元（近世三代）の時である。良元は大坂の役に参陣し、政宗長子秀宗の宇和島入部に随行して藩政を整え、元和二（一六一六）年以降三十五年間奉行職をつとめて政宗、忠宗に仕えた。

茂庭氏の家格は、一門、一家、準一家に次ぐ、二十二氏が列した一族であった。一族はほとんどが天正年間以前に伊達家家臣になったものであり、一家と同じく奉行、若年寄、大番頭などの藩の要職についた。仙台藩六十二万石のうち、一万石を越える知行であったのは一門の六家以外では、白石城を預かった一家の片倉氏一万五千石と一族の茂庭氏の一万三千石のみであった。¹⁾

茂庭家墓所は、松山の地の谷戸奥に立地する曹洞宗石雲寺に設けられている。本堂を囲む尾根の先端部に霊屋を設け、背後の尾根上に墓所を造営している。霊屋は松山初代の茂庭良元、二代定元、三代姓元の墓の上に建てられており、奉納された石燈籠の銘文から、三代姓元の没後三回忌の宝永五（一七〇八）年までには完成したものとされている。

造りは方三間（十五尺八寸）の茅葺の宝形造りで中央に折棧唐戸、

両脇に連子窓、前に一間分の向拝を設けている。内部は床板敷きで、正面奥に壇を設けて歴代当主の位牌と、高さ三尺ほどの歴代夫妻の木像八体を安置している。この霊屋は宮城県のカ文化財として指定され保護されている。

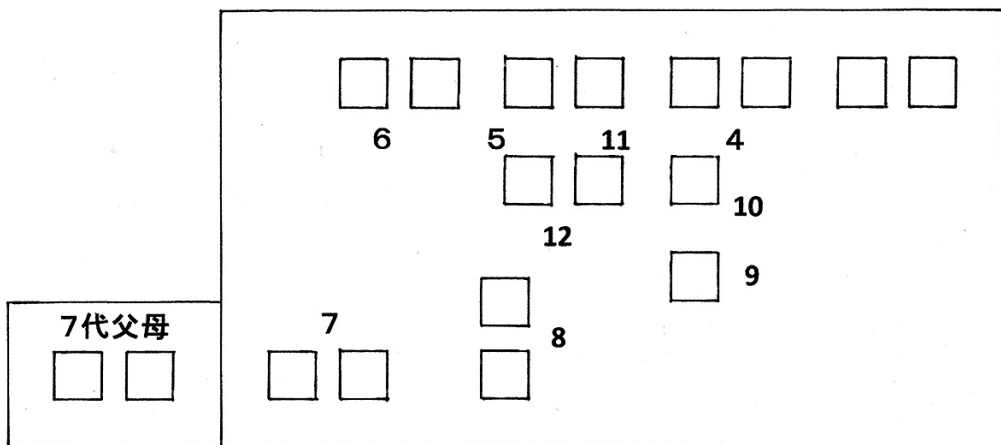
墓所は、霊屋のある尾根上方に位置している。幅十間、奥行き三間ほどの広さの中に旧状を保って維持されており、松山四代元明から十二代孝元までの墓石が夫妻並置を基本として造立されている。また三代姓元の夫人の墓石は、霊屋の傍に造立されている。

茂庭家歴代墓所の尾根上には、茂庭分家家の墓所が設けられているが、荒廃しており祭祀は絶えたものと察せられる。

茂庭家墓所における松山四代以降の歴代当主の墓石は、二段の基礎石の上に造立された円頂方形、ないしは奥行きを増した方柱型墓石が採用されており、歴代夫人墓も同型式・同規模の墓石を採用して夫妻墓を並置している。墓所内における他の子女墓は、小規模な円頂方形型墓石などを採用しており明確に区分されている。

歴代当主墓に採用された墓石型式は、二段の基礎石のうちの上部の基礎石を丸く造形しており、顕著な特徴となっている。この墓石型式の最古の資料は、享保十六（一七三二）年に没した三代姓元夫人の墓石である。夫人は公家の鷹司家の諸太夫広庭中務祐宜の養女、藤波二位友忠の娘の閑である。

墓石1は本体幅六八cm（二尺三寸）、高さ一三八cm（四尺六寸）、厚



第18図 志田郡松山：石雲寺・茂庭家墓所

和戊子夏六月 藤原菅茂實謹選」

すなわち山州八瀬に発する祖先の系譜、苗字の由来となった茂庭邑の大蛇退治伝承を記し、夫人片平氏の生んだ七名の子および事績を確認することができる。

五代元明夫人の墓石は、元明墓に並置して造立されている。元明夫人は片平弥五郎重治の娘千代であり、明和五（一七六八）年に七十一歳で没した。墓石4は元明の墓石と同型式・同規模であり、総高一三四cm（四尺五寸）を測る。正面には「盛松院殿高巖壽嶺大姉」の法名を刻み、裏面に墓碑銘を表している。

墓碑銘は「君夫人片平氏藩公族片平弥五郎君藤重治之女大儒人片倉氏蓋柳山公之従母也以元禄十二年己卯九月三日丁酉生夫人於仙臺年十有八而来嫁于則外君生三男二女□□□□標行過□享年七十有一以明和六年己丑十二月朔己酉遊粵祖則外君之瑩臣表君命為謹為之瑩臣恭厚□奉欽若前□爲□其□既貞且従貽厥□□明和庚寅五月七日木厚拜書并謹誌」である。

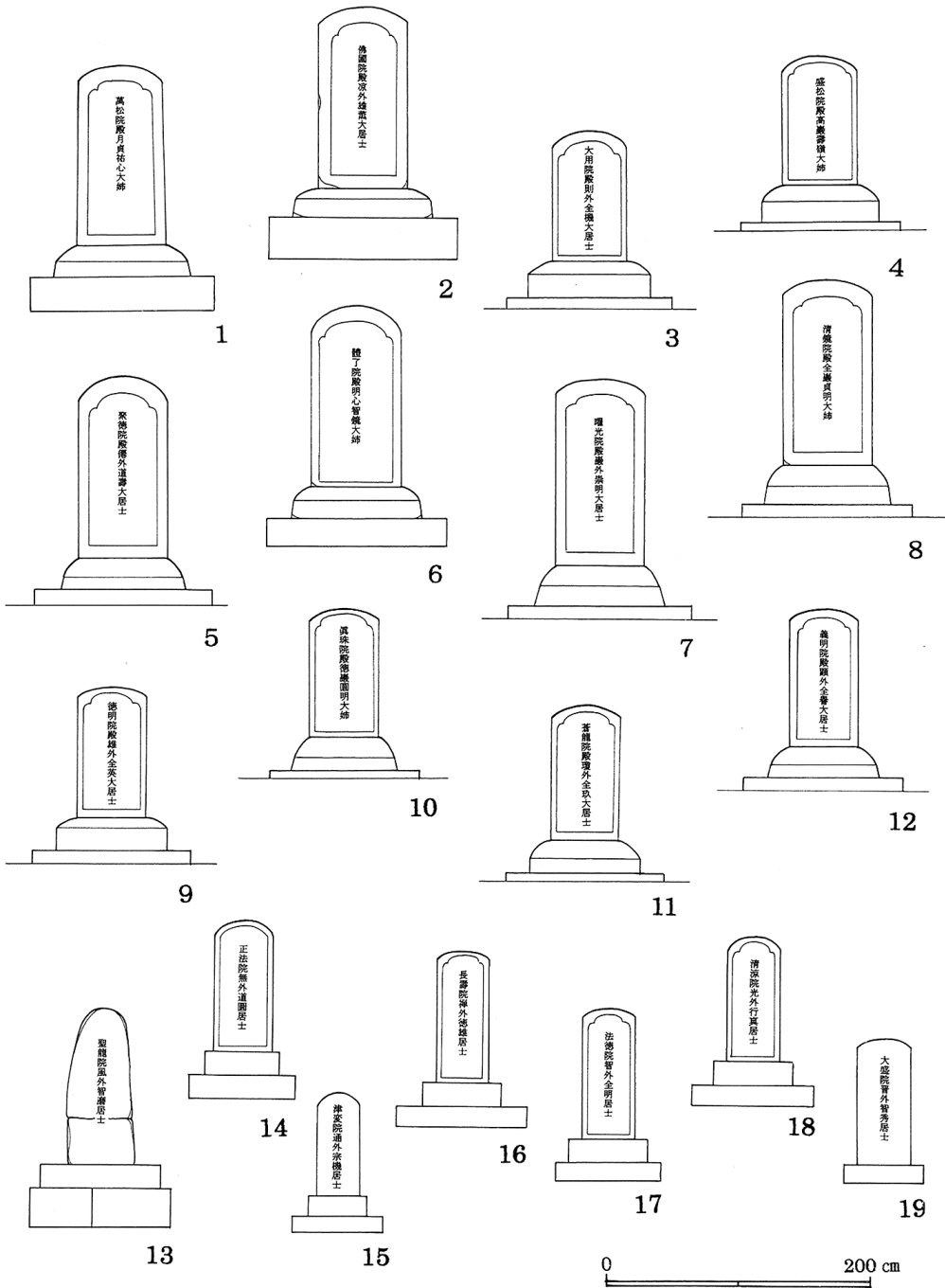
すなわち、夫人は茂庭家と同じ一族の家格である片平家から十八歳で嫁し、三男二女をもうけ、明和六年に五代元明の墓石に並置して墓石を造立したことが確認できる。

六代苞元の墓石は、五代夫妻の墓石の左手に並置して造立されている。六代苞元は、五代元明の子であり、享保四（一七一九）年に松山に生まれ、延享二（一七四六）年に元明の隠居に伴って二十八歳で家

督を継いでいる。翌年には桃園天皇の即位式に藩主名代賀使として京都に赴いている。寛政二（一七九〇）年に七十二歳で隠居し、嫡子希元病気のために嫡孫義元が家督を継いだ。寛政十一（一七九九）年に八十一歳で没している。

六代苞元の墓石5は、総高一七六cm（五尺九寸）の円頂方形型墓石である。正面には「聚徳院殿僊外道壽大居士」の法名を刻み、両側面および裏面に墓碑銘を表している。

墓碑銘は、「公諱苞元姓藤原氏茂庭稱周防改石見有諱而然則外公之適家子母盛松夫人世祿萬有三千石至公八世世為仙臺公族先妃伊達氏無子薨繼室以野村氏生三男五女長希元寔為世子二女一婦于片平氏一婦于大條氏皆先卒其餘天生一女於岩淵氏嫁于奥山氏先卒生二男二女於渡部氏長成美養子大波氏先卒次元長為別封嗣次女殤次嫁于高泉氏婦寧不婦□□男於今野氏長清通為大和田氏養子次清成嗣乎氏家氏次隆實養于白土氏次元美也先是君母氏卒又今野氏繼□□初□泰園帝即无位公撰忠公奉聘朝于京師其儀不常若夫徒□之盛列国太夫無共規衡者彼部人士為之詔曰美乎善乎□反□忠公大喜乃拜垂相明年從駕朝于東都□月賜告也何□免□忠公即世徹公即位公復起就乎柳班終使世子□奉公職□之世子有病乃請廢之而立其子惠元俾承祖業許乃今公也恭惟公直良恭儉威儀仰仰性惡皆酒而畏聖謨常今諸生講魯論周易義府麟經旁及百史終則鑽之仰之討論日旰未嘗倦居則曰吾生乎百乘家何思何求第冀克播祀兆堅之已以禮制心與二三長令一心力宗姚是衛而已微言惟踐又好馬与鷹蒼□全以故厩



第19図 茂庭家墓石

有龍種時多逸融至乎馴養擊搏之術則妙入神乃擲□□徹公輒稱其良能於是乎獻鷹鷗數恩賜無算今茲寬政十一年七月二十一日薨于寢享年八十一葬于龍門山先塋禮也今公襄事立碑表墓臣奉命謹叙狀略敢繫以銘銘曰居敬兮行諒邦家之光漢弔長星墜周隆鷹揚駕彼 蒼龍兮昌往于皇皇帝之鄉臣菅恭厚拜手稽首謹撰書」と確認できる。

すなわち、五代元明の子として盛松夫人すなわち片平氏を母として生まれ、継室の野村氏との間に三男五女をもっている。子孫の動向、事績を記し祖先の墓所に埋葬したことを確認できる。

六代苞元夫人の墓は、苞元の墓石に並置して造立されている。苞元夫人は二万二千石を知行した一門の涌谷伊達氏五代の伊達安芸村定の娘蘭であり、宝暦二（一七五二）年に三十一歳で没している。

墓石6は六代苞元の墓石と同型式・同規模であり、正面に「體了院殿明心智鏡大姉」の法名と、宝暦二年の没年と世壽三十一歳を表している。

六代苞元夫妻の墓石の前方に、他例に類似する円頂方柱型墓石一基が造立されている。正面には「顯妣恭貞夫人之墓／孝子希元拜書」と刻んでおり、唯一儒墓風の表記である。この墓石は、孝子希元拜書より六代苞元の継室の墓石と想定される。六代苞元の墓碑銘に「継室以野村氏生三男五女長希元寔為世子」と確認できる。

六代苞元の嫡子希元は病のために家督を継ぐことなく没しており、墓石は夫人の墓石とともに、歴代墓所を外れて造立されている。夫妻

の墓石ともに他の当主の墓石に類似する円頂方柱型墓石である。

希元は延享二（一七四五）年に松山に生まれ、宝暦十一年には父苞元病氣のために名代奉公を務めている。藩主に伴って江戸に上って將軍に御目見えし、大番頭などをとめた。天明元（一七八一）年に病氣のために御役御免となり、文政三（一八二〇）年に没した。

希元の墓石には「公諱希元姓藤原氏茂庭稱主水改鐵右衛門仙外公之世子母恭貞夫人世祿萬有三千石世爲仙臺世卿元妃柴田氏生二男一女薨一善元寔爲世子其餘殤後妃石川氏生一女嫁于山岸氏先卒一男有常養于白石氏母超光寺女也生一男四女於高橋氏長女嫁于安田氏後歸于筭原氏次女未筭卒次女次元成□女歸于片平氏先卒先是後妃薨□高橋氏継室初 徹山公即位公攝立奉公職權□巫相從駕朝于江都居歲餘既反爲大番□□之有病免請立善元俾承祖業許乃公也恭□□弘毅簡重愛人交上不諂待下不瀆略度□史常援諸生計論又好射與銃妙入神百一不出□□免職遂隱山谷知命澹然自逸息交絶游靜居今茲文政三年八月二十四日薨于山谷享壽七十有六葬于龍門山先塋今公勒銘于碑陰表墓臣奉命謹叙事狀略敢繫以銘銘曰 天監 大邦生是司直令儀令色小心□□分爲武邦家之則曾不懿留何□□□之□ 文政三年庚辰十二月 臣菅恭厚拜手稽首謹撰書」とある。

六代苞元夫人は、一家の家格の柴田但馬成義の娘であり、安永五（一七七六）年に没している。墓碑銘には「小君柴田氏諱山故相藏人君成義之元女也母大町氏今相將監君朗頼之女弟也 小君以寛延三年十一月

六日生年十六歸 今父公皆奉職乎 公室在國都于今十有二年□語在 恭貞夫人碑明和六年六月二十八日生 小源太君寔爲世子次生女名八千先卒小君誕膺欽明之質文之以美艷蓋機之□□媛也至乎夫饋猷謹於事親恭儉以老右□□非佗人所能也 公又喜賓客日會公子若□ 士大夫 小君待之甚厚治具寒暖無不在視焉即或聽說慙之言僉傳與姆爲之押其兩端而竭之得其實而後止兵義事也初 萬松夫人藤波氏西京釐降配 燈外公以縉紳之禮緣飾其內則 小君遵之若畫一但志不能嗣徽音於是乎春終如初云降年不永以安永五年正月六日病逝于邸春秋二十有七越九日發櫬於仙臺遠迄松山卜日葬于龍門山諡曰景文禮也臣恭厚奉 公僉謹叙其略撰碑銘銘曰淑兮淑兮君子述年今世也法前修遵吉得凶敢求乎壻欲何之山之幽安永五年五月 臣菅恭厚拜手稽首謹撰書」と確認できる。

七代善元の墓石は、墓所の手前左手に夫妻の墓石が並置されている。七代善元は、希元の嫡子であり、明和六（一七六九）年に松山に生まれている。寛政二（一七九〇）年に祖父の隠居に伴って二十二歳で家督を継ぎ、寛政六年に大番頭となった。在職中には百姓一揆鎮圧などに当たり、文政六（一八二三）年に五十五歳で没した。

墓石7は、総高一八四cm（六尺一寸の）円頂方形型墓石であり、表面に「曙光院殿巖外崇明大居士」の法名を刻み、裏面に墓碑銘を表している。墓碑銘は「公諱善元姓藤原氏茂茂庭稱周防仙外公之嫡孫久外公之子母靈光夫人柴田氏之女也世祿萬三千石至公九世世爲仙臺之公族元妃沼邊氏生三男三女長元資有病廢次前世子施元早卒次女嫁于後藤氏

次女嫁于片倉氏先卒次有元寔爲世子次女爲片倉氏繼室側室之子親範爲香宗我部氏嗣初久外公之廢也公尚幼仙外公請俾承祖業許及長事徹山公爲執御大夫桂山公即位遷爲大衛騎將數年以病免恭惟公也行已恭儉仁厚恤下性不好罪人故終公世刑措不用及免職返邑不有事敢不亦入于朝常好田獵數出于山野又作亭於城北翠岡以爲遊觀之所英山公東巡行郡邑也公新作亭於茲奉駕入亭英山公喜眺賞久乃賜亭号命省耕及歌詩餘之賜又多矣去冬得病經月不已至今春病漸篤臣子深憂之百方求治不驗終薨于寢享年五十有五實文政六年癸未正月十九日也葬于城南石雲寺先塋禮也今公勒銘于碑陰表墓臣奉命謹叙其狀略敢繫以銘銘曰邈矣遠祖亦世熙隆載文載武正揚休風矯々之公東藩之雄克岐克嶷將鳩繼功隆生不永劫業未終梁木既破哀何有窮 文政六年癸未正月臣菅恭允拜手稽首」である。

七代善元夫人は、一族の家格の江刺郡で千石を知行した沼辺越後武伸の娘である。**墓石8**は七代善元と同型式・同規模であり、総高は一八〇cm（六尺）で表面に「清鏡院殿全巖貞明大姉」の法名、裏面に文政七（一八二四）年の没年を刻んでいる。

八代有元の墓石は、墓地中央に先行する歴代墓とは直交して夫妻墓石が並置されている。八代有元は、七代良元の子として文化元（一八〇四）年に生まれ、兄二人の逝去によって世子になっている。文政六（一八二三）年に二十歳で家督を継ぎ、文政十一年には藩主に随行して江戸に上り將軍に御目見えしている。文政十二（一八二九）年には郷学大成館を創設し、天保二（一八三一）年に二十八歳で没した。

八代有元の墓石9は、総高一三六cm（四尺五寸）の小形の円頂方柱型墓石であり、表面に「徳明院殿雄外全英大居士」の法名を刻み、両側面および裏面に墓碑銘を表している。

墓碑銘は「公諱有元姓藤原氏茂庭稱筑後嚴外公之嗣子也母清鏡夫人世録一万三千石仙臺之公族也 公娶于松前氏生三男二女嫡男徳元稱小源太長女次女天次男稱徳次郎恭惟公諮違英武汎愛衆知人能任討不隔親賞不遺疎是以衆無不撓□也之幼好焉山野之遊將壯屢勤學嗜武士藝弓馬鳥銃其尤者也公立之初國士都居于邸文政之末正山公薨今公即位公往東都拜謁大樹家齊公此行也田中白馬毛鐘虎皮鞍覆等如仍既歸歇邸居于邑厚□賓家臣勸農業始建學館先是境内年々有洪水之逆 公患之今秋使家臣及民治之而築川封疆東西五十里其早者三四尺其高者六七尺實天□公以來之大業也 公養初鳴起馳馬遍巡慰勞之而賜米食及補□業殆□公九月下旬有病百療治之無驗十月二十日終薨于寢年二十八臣民悲之如先考妣葬于龍門山之先塋 今公勒銘于碑陰表墓臣奉命謹叙其狀況□繁之以銘銘曰堂々東藩世爲相將爲武爲文實圓之仰晚年鳩功將寫大業曾不少留絶□中乘悠悠蒼天奈斯人望 天保二年辛卯冬十月二十日」と確認できる。

八代有元夫人は、準一家の家格であり磐井郡で二千石を知行した松前采女広文の娘広子である。文化六年に仙台で生まれ、文政七年に有元に嫁いで三男二女を生み、明治九年に六十七歳で没している。

八代有元夫人の墓石10は、八代有元の墓石と同型式・同規模である。

正面に「眞珠院殿徳嚴圓明大姉」の法名を刻み、裏面に墓碑銘を表している。墓碑銘は「夫人諱廣子稱阿世喜松前氏廣文女母瀬上氏文化六年正月生于仙臺府邸文政七年六月歸我舊松山邑主茂庭君有元生三男二女茂庭君世爲仙臺公族天保二年七月有元君卒夫人剃髮號眞珠院退居別室長子徳元君嗣而天次子外元君代立三子教敬君出紹片平氏長女適大町氏次女天升元君娶小梁川氏生男曰敬元君侍姫堀氏生二男三女安政五年五月升元君卒敬元君立寔爲今主明治紀元本藩削封今主因築室於其湯沐邑宮城郡若竹村而移居焉二年各藩奉還封土爲郡縣三年九月舊藩主樂山公移東京也夫人獻盡奉送賜茶果既而更自東京賜茶籠及磁器一什俱極精巧爾後公野母夫人及公子菊次郎君屢臨献物受賜九年一月七日病卒於堂享年六十七是月十三日葬于舊邑龍門山石雲寺有元君墓側初疾革也菊重郎君使人問之賜腥及茶果及卒復賜賻今主以爲榮請而献遺物夫人眞正而有母儀器識過於男子有元君卒也内愛護幼冲而善敬之外與聞家政省費平施道爲君之大體好讀女子所記之書及和漢之紀事察其得失旁遊□□之藝最善國風有集若干晚年偶有所感寫法華經百通盡賜之人蓋析□□之眞福也今主不勝悲哀驥爲之銘曰 遭遇災患 不更其守 多少孤弱 撫愛善誘 家道以立 外侮何受 其器其識 不愧齊后 齋藤驥謹撰併書」である。

九代徳元の墓石は、墓所中央に十代升元の墓石と並置して造立されている。九代徳元は八代有元の長子として文政七（一八二四）年に松山に生まれ、天保二（一八三一）年に八歳で家督を継いだが、天保六

(一八三五)年に十二歳で没した。

九代徳元の墓石11は総高一三六cm(四尺五寸)の大きさであり、正面に「蒼龍院殿瓊外全玖大居士」の法名を刻み、裏面に墓碑銘を表している。墓碑銘は「公諱徳元姓藤原氏茂庭稱小源太雄外公之嫡長子也母眞珠夫人松前氏之女也世録一万三千石恭惟公幼穎悟淳朴慎謹也好讀書史愛隣衆不喜謂人之過失矣公甫八歳□雄外公薨公即位當時以公幼公室使監史監郷向二歳而及政平監史反公事眞珠夫人夙夜不樂□逆以孝閔无友于諸弟然有脚疾治之久而不痊今冬疾病藥療百端無論□□二十日終薨于寢三十二葬于龍門山之先瑩臣奉命謹叙其状略勒銘于□陰銘曰洗洗亦世負柱石不如蘭茁其芽翠木起於曩裁能孝友溘胎此哀嗚呼生□世爲世之丞哉 天保六年 乙未十月二十日」である。

十代升元は、文政十二(一八二九)年に八代有元の子として生まれ、兄の病没後に七歳で家督を継いだ。弘化四(一八四七)年には、孝明天皇即位式に藩主の名代賀使として上洛している。安政五(一八五八)年に三十歳で病没している。

十代升元の墓石12は、総高一四〇cm(四尺七寸)の大きさであり、正面に「義明院殿顯外全誉大居士」の法名を刻み、両側面および裏面に墓碑銘を表している。墓碑銘は「……政元年春君就城南舊莊關場使群臣講武明年八月君大練兵于仙府杉山臺士卒凡千有餘人軍裝眩人目進退操縱莫大如意公臨而覽焉感賞久之賜時服一襲九月重賞賜延壽國寶所作之佩刀及絹帛先是君稱大隅公命復舊名周防且使子孫世稱蓋以祖先 左

月君稱周防大有勲功於邦家也明年八月君往栗原郡文字村祭十二世祖了庵君墓越三年夏公一大祖夫人表赴至君廼走府而奉□偶得微悉而歸也疾竟篤卒于寢實安政五年五月廿六日也距生文政十二年正月廿六日享年三十君天資孝友有膂力而虛懷容衆未嘗見有憤詞汗色其事 母夫人盡心承權晨昏不懈且傾心公室奉職甚謹屢獻良馬俊鷹及土產受賜傍究文武諸藝又善國風公嘗試馬于淘揚海濫也君陪乘詠歌公覽而賞之君更注意海防大鑄礮銃兵革器械亦隨修造焉尤尚文教修學舍月試書生業使儒臣驥日進講經是以人村踵出十餘年間風俗大化恨天不假年不見其大成悲夫是歲六月六日葬于龍門山石雲寺先瑩諡曰義明院顯外全譽君娶伊達氏義盛女有故去又娶大町氏盛親女未昏前卒繼娶小梁川氏盛之女生與七郎君亡何亦法與七郎君甫五歳立而爲嗣侍姫堀氏生二男三女皆幼世系詳祖先墓碣不復贅焉臣謹奉命爲之銘曰 善修先業 教育人材 維文維武 惟器惟培 以答國恩 何止滑滴 壽雖歎乎 名留竹帛 松山文學 高橋驥謹撰并書」である。

2 【茂庭分家墓所】

茂庭家の分家には、二家がある。十四代綱元の三男実元の家系で、綱元の隠居領の栗原郡文字など二千四百餘石を知行し着座の家格を与えられた文字茂庭家と、十七代姓元の二男元威の家系で志田郡平渡などに千三百餘石を知行し、太刀上の家格を与えられた平渡茂庭家である。文字茂庭家は元禄年間に改易となり、平渡茂庭家は幕末以降も存

続した。

本家墓所の立地する尾根続きに墓所を造営したのは、平渡茂庭家である。墓所は幅四m、長さ十mほどの広さであり、二十基ほどの墓石が手前側から奥に従って新しく造立されている。

墓石13は二段の切石の基礎の上に建てられた板石を使用した墓石であり、本体幅五〇cm、高さ一二〇cmの大きさであり、下部で半折している。正面には「聖龍院風外智磨居士」の法名と、享保一六（一七三三）年の没年を刻んでいる。分家の法名は院・居士の九字法名であり、本家の院殿・大居士の十一字法名とは明確に区分されているが、「〇外」の部分は共通している。

墓石14は二段の基礎石の上に建てられた総高一三四cmの円頂方形型墓石である。表面には「正法院無外道圓居士」の法名と、寛延二（一七五三）年の没年を刻んでいる。

墓石15は二段の基礎石の上に建てられた総高一〇八cmの円頂方形型墓石である。表面は輪郭をもって彫り窪めてはおらず滑に仕上げている。表面には「津変院道外宗機居士」の法名と、宝暦十三（一七六三）年の没年を刻んでいる。

墓石16は二段の基礎石の上に建てられた総高一三四cmの円頂方形型墓石である。表面には「長壽院禪外徳雄居士」の法名と、文化十一（一八一四）年の没年を刻み、側面に茂庭氏藤原元雄の俗名を表している。

墓石17は二段の基礎石の上に建てられた総高一三二cmの円頂方形型

墓石である。表面には「茂庭右膳藤原元長墓」と刻み、側面に文化一四（一八一七）年の没年と「正法院無外道圓居士」の法名を表している。

墓石18は二段の基礎石の上に建てられた総高一三〇cmの円頂方形型墓石である。表面には「清涼院光外行眞居士」の法名を刻み、側面に文政二（一八一九）年の没年と藤原元良の俗名、行年四十三歳と表している。

墓石19は一段の基礎の上に建てられた円頂方形型墓石であり、総高は一〇cmである。表面は平滑であり「大盛院晋外智秀居士」の法名を刻み、側面に安政三（一八五六）年の没年を表している。

以上が確認できた平渡茂庭家の墓所における墓石の様相であるが、全ての墓石に俗名が表されてはおらず特定はできないが、13の享保十六年の没年を表す板石使用の墓石が初代元咸の墓石と思われる。また二番目に古い寛延二年の没年を刻む**墓石14**は、茂庭系図に窺える本家五代元明の子で茂庭茂左衛門元咸嗣となった元辰の墓石と思える。

分家墓石には初代墓石を除き、砂岩質の石材を用いた二段の基礎石の上に建てられた総高四尺三寸程の円頂方形型墓石が採用されており、本家墓石の総高五〜六尺規模の基礎石の上面を丸く造形した円頂方形型墓石ないしは円頂方柱型墓石との差異は分明である。

四 まとめ

以上仙台藩の一門墓を中心として、これに一族墓の茂庭氏の墓所に造立された墓石の様相について瞥見したところであるが、ここには個別の特徴と、連関する規則性もまた確認できるところである。

仙台藩主初代の政宗、二代忠宗、三代綱宗の墓所としては、墓の上に豪壮な霊屋を造営し、内部には須弥壇を安置して被葬者の木像を安置した。四代以降は墓所を移して大形墓石を造立している。四代綱村は三代綱宗の長子として万治二（一六五九）年に生まれ、父綱宗の隠居に伴って二歳で家督を継いでいる。寛文年中には伊達騒動などもあり、混乱した治世であったが、元禄十六（一七〇三）年に隠居し、享保四（一七一九）年に六十一歳で没した。

四代綱村の墓は、黄檗宗大年寺の無尽灯廟に造営されている。墓石は二段の基礎石の上に造立された円頂方柱型墓石であり、基礎石の上部は丸く造作されている。本体は高さ一丈、総高は一丈三尺ほどの大きさにと看取できる。

宝暦元（一七五二）年に没した五代吉村の墓も無尽灯廟に四代綱村の墓と同型式・同規模の墓石が造立されており、六代宗村・七代重村・八代斎村の墓は大年寺山の宝華林廟に営まれた。文化九（一八一二）年に没した九代周宗の墓は、経ヶ峰の妙雲界廟に大形の円頂方柱型墓石が造立されている。十代斎宗は文政二（一八一九）年に没し、墓所

は無尽灯廟に四代綱村の墓と同型式の墓石が造立された。十一代斎義は文政十一（一八二八）年に没して、妙雲界廟に九代周宗墓と同規模の墓が営まれている。

すなわち仙台藩主の墓は、初代から三代に至る霊屋造営を中止した後の四代綱村の墓石には大形の円頂方柱型墓石を造立しており、これが以降の規範となったものと確認できる。

伊達一門の墓所では、宗家と同じく霊屋建築から墓石造立に転遷したところも多い。一門二席の巨理伊達家墓所では、正保三（一六四六）年に没した初代成実墓所に霊屋を建立しており、その後の二代、三代、四代の墓には宝篋印塔を造立している。四代妹の婿として岩出山伊達家から入婿した五代実氏は享保二（一七一七）年に没して霊屋が建立されており、初代成実の父実元の二百五十回忌の享保七（一七二二）年にも霊屋を建立している。

一門四席の涌谷伊達家墓所では寛文十一（一六七二）年に没した四代宗重、元禄八（一六九五）年に没した四代村重室、正徳二（一七一二）年に没年した五代宗元、享保三（一七一八）年に没した六代村元が霊屋を建築した後に、尖頂方形型墓石を継統造立している。

一門五席の登米伊達家墓所では、寛文十（一六七〇）年に没した四代宗倫の墓として霊屋が建立され、現存して指定物件となっている。

一門七席の宮床伊達氏墓所では、貞享三（一六八六）年に没した初代宗房の墓として霊屋が建立され明治初年まで遺存していた。二代村

房は宗家五代を襲い、三代は弟の村興が継ぎ明和三（一七六六）年に没して笠付方形型墓石が造立されている。

一門八席の岩出山伊達家では、寛永十五（一六三九）年に没した初代宗泰、延宝元（一六七八）年に没した二代宗敏の墓として霊屋が建立され、明治初年まで遺存していた。三代以降は墓石が継続して造立されている。

さらに一族の茂庭家墓所では、初代、二代、三代の墓所としての霊屋が、三代姓元の三回忌である宝永五（一七〇八）年頃に建立されている。享保十六（一七三一）年に没した三代姓元夫人以降は、円頂方形型の墓石を造立している。

また伊達宗家および一門の霊屋においては、いずれも内部に壇を設けて基本的には木像を安置しており、統一した様相として把握される。すなわち、仙台藩伊達家一門にあつては、ほぼ宗家と同じく御霊屋建立で墓所形成を開始しており、享保期以降に墓石造立に変遷している点を確認できる。

東北地方における大名家墓所における御霊屋の存在は、陸奥弘前の津軽家墓所と、出羽新庄の戸沢家墓所が著名である。津軽家墓所の霊屋は、青森県弘前市の長勝寺と革秀寺境内に所在している。

長勝寺には五棟の霊屋が現存しており、寛永五七（一六二八）年に没した津軽家初代為信室の霊屋は、寛文十二（一六七二）年に再建されたものである。二代信枚は寛永八（一六三一）年、二代信枚室は寛

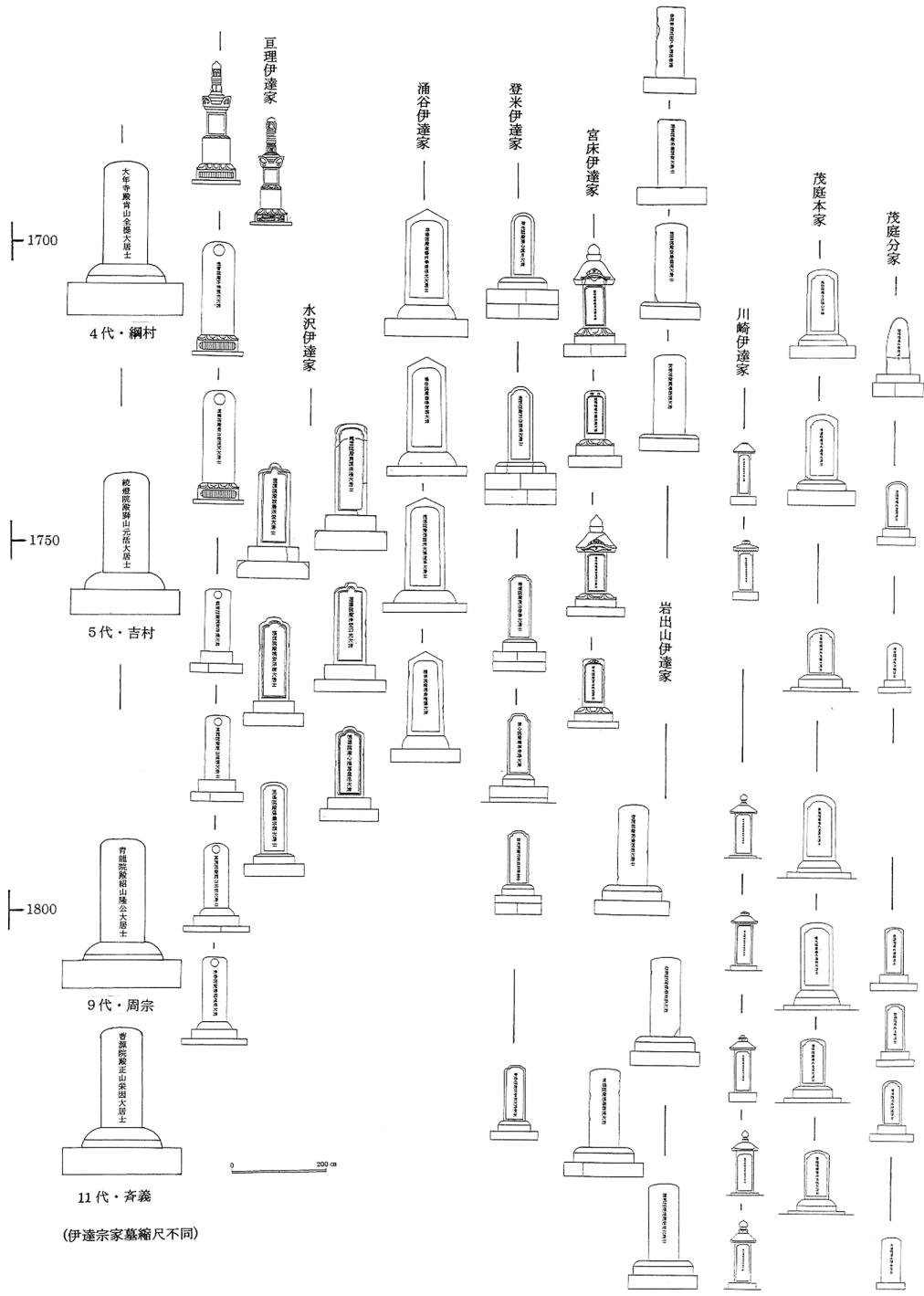
永十五（一六三八）年、三代信義は明暦二（一六五六）年に没した後、霊屋が建立されており、代をあげて宝暦三（一七五三）年に没した六代信著の霊屋が建立されている。

革秀寺には、慶長十二（一六〇七）年に没した初代為信の霊屋が建立されている。すなわち津軽家墓所においては、初代為信、初代為信室、二代信枚、二代信枚室、三代信義と続いて霊屋が建立されており、四代以降は、六代を除き報恩寺に大形五輪塔が造立されたものと確認できる。¹²⁾

戸沢家墓所は、瑞雲院に六棟、桂嶽寺に一棟の霊屋が遺存している。瑞雲院には慶安元（一六四八）年に没した初代政盛の霊屋、元文五（一七四一）年に没した三代正庸の霊屋、延享二（一七四五）年に没した四代正勝の霊屋、安永九（一七八〇）年に没した六代正産の霊屋、天明六（一七八六）年に没した七代正良の霊屋、寛政八（一七九六）年に没した八代正親の霊屋の六棟が遺存している。

個別に建立されなかった明和二（一七六五）年に没した五代正謙は三代の霊屋に合祀されており、天保十四（一八四三）年に没した十代正令は六代霊屋に祀られている。また享保七（一七二二）年に没した二代正誠の霊屋は単独で桂嶽寺に建立されている。以上の戸沢家墓所では、歴代当主夫妻のために霊屋建立を継続しており、津軽家霊屋建立の様相とは異なっている。¹³⁾

徳川将軍家においては、八代将軍吉宗が享保五（一七二〇）年に御



第20図 仙台藩 墓石編年

霊屋建立禁止令を出し、以降大規模な霊廟は建築されず、以降の將軍墓は増上寺ないしは寛永寺の既存の霊廟に合祀されており、吉宗は五代將軍綱吉の常憲院霊廟に合祀された。これは享保の改革の一環としての政策であり儉約を旨としたものであった。¹⁾

伊達一門墓においては享保年間をもって御霊屋建築は終焉しており、津軽家霊屋も様相は類似している。これらは、ある程度幕府の動向を受けた結果とも考えられよう。

仙台藩主墓が墓石造立に変遷した享保期以降、円頂方形型墓石という墓石型式は一門および一族墓に影響を与えている点を確認できる。享保四（一七一九）年に没した四代藩主伊達綱村の墓石は総高一丈三尺規模の円頂方形型墓石であるが、基礎石二段のうち上部の基礎石の上面を丸く形成する特徴を明示している。

ここでは、藩主墓石に確認できる、①・円頂の様相、②・基礎石上面の丸い形成の二点を要素として一門墓との比較を確認しておきたい。

角田石川家墓所では、前代の様相は不明ながら、元禄四（一六九一）年に没した四代宗弘墓に円頂方形型墓石が採用されており、基礎石は上面の平坦な二段重ねである。この墓石型式は角田石川家の歴代当主夫妻の墓石として継続して造立されている。すなわち円頂要素のみの一致例である。

亘理伊達家墓所では早くに石塔造立に変遷しており、二代〜四代の当主夫妻墓に宝篋印塔を採用しており、享保十一（一七二六）年に没

した六代村景墓で円頂方形型墓石を採用している。しかし基礎石には反花座を有する前代の宝篋印塔の基礎石を継受しており、七代村実墓に受け継がれ、八代村純墓では上部平坦な二段の基礎石に代わっている。享和三（一八〇三）年に没した十代村氏の墓石に至って、基礎石上面の丸い形成が採用されて藩主墓石型式に近似するものとなっている。すなわち二変の後の型式一致例である。

水沢伊達家墓所では、上部の平坦な二段の基礎石を伴う円頂部の中央を突出させた一突起円頂方形型墓石が、延宝三（一六七五）年に二十六歳で没した三代宗景墓に造立されており、以降の規範型式となっている。

この墓石は、墓石上部を半円形に大きく抉った結果としての上部一突起であり、さらには本体下部には蓮華文を陽出させており、江戸近郊で元和期に創出され広く十七世紀代に周辺地域に拡散・定着した尖頂舟形墓標との関連も想起させる資料である。

宝曆三（一七五三）年に没した五代村景墓には円頂方形型墓式が採用されているが、続く六代村利、七代村儀の墓石には再び一突起円頂方形型墓石が採用され、上部の突起は低くなり下半の蓮華文は消失して変容している。

天明七（一七八七）年に没した八代村善の墓石には円頂方形型墓式が採用され、以降の基準となっている。特にこの八代墓石は、二段の基礎石の上部を丸く形成しており、先行の墓石とは異なっている。す

なわち中途に異型式墓石を介在させる、二変の後の型式一致例である。

涌谷伊達家墓所では霊屋建立の後をうけ、享保八（一七二三）年に三十七歳で没した七代村定以降に大形の尖頂方形型墓石を継続造立している。この墓石は上部の平坦な二段の基礎石を伴っており、次期の享保二十一（一七三六）年に二十二歳で没した八代村盛の墓石は二段の基礎石の上面は丸く形成され、以後に引き継がれている。すなわち涌谷伊達家の墓所では、一変した後の基礎石上面要素の一致例である。

登米伊達家墓所で確認できたところは、享保七（一七二二）年に没した七代伊達村永室の墓石を最古として、寛保二（一七四二）年に没した七代村倫の墓石を含めて、通常墓石の全てが頂部の突出する一突起円頂方形型墓石である点である。現状では当主墓石、当主室墓石、子女墓にも共通して採用されており、特有の墓石型式としての定着と確認できる。

この墓所の墓石においては、多くが二段の基壇の上に基礎石を置き、この上に本体を造立しており、基礎石の上面は丸く形成している。すなわち基礎石上面要素のみの一致例である。

類例は仙台藩一門の墓所では水沢伊達家の墓所に確認できるところであるが、近世墓石の中では主体をなすものではないが各地に造立が確認できる。東北地方にあつては郡山・善導寺墓地に数例所在しており、西日本では中国各地の墓地に少数例が確認できる。大名墓所では、津和野亀井家墓所に特徴的な存在として確認できる当主夫人墓石とし

ての頂部が三突起する墓石のうちに中央の一突起が目立つ造作も確認できる。また山口県下関市の長府藩主毛利家墓所の所在する功山寺境内墓所中にも、僅少例を確認できる。¹⁵⁾

宮床伊達家墓所では、霊屋を建立した初代宗房の後の二代村房は宗家を継いで五代吉村となり、三代は弟の村興が継いで明和三（一七六六）年に没して笠付方柱型墓石が造立されている。この墓石には上部に反花座を造作した基礎石を伴っており、四代、五代に継続している。六代以降の墓石には頂部の平坦な平頂方柱型墓石が採用されているが基礎石は前代と同様相を保持している。宗家墓石との類似性は認められない。

岩出山伊達家墓所では、享保五（一七二〇）年に没した三代敏親の墓石として円頂方形型墓石が造立されており、以降歴代の墓石を規定している。一段の基礎石の上面は丸く形成しており、藩主墓石型式を意識したものとなっている。

川崎伊達家墓所では、延享元（一七四四）年に没した二代村詮の墓石として小形の笠付方柱型墓石が造立され、以降に継続している。笠の形状に差異を確認できるものの、基本は小形墓石の造立に終始し家祿を反映したものとなっており、藩主墓石との関連は認めがたい。

以上、伊達一門の墓所における墓石の様相は、藩主墓石としての円頂方形型墓石を基準とすれば、①・当初より円頂方形型墓石を受容した岩出山伊達家、②・当初に円頂要素を採り入れ、後半代に円頂方形

型墓石を造立した巨理伊達家、③・中途で円頂の要素を採り入れ、後半代に円頂方形型墓石を造立した水沢伊達家、④・当初より基礎石上面の丸い形成のみを採り入れた涌谷伊達家と登米伊達家に区分することができる。

また①・円頂方形型墓石を造立した岩出山伊達家、巨理伊達家、水沢伊達家、②・円頂方形型墓石の一部要素を採り入れた涌谷伊達家、登米伊達家、③・円頂方形型墓石を造立しなかった宮床伊達家、川崎伊達家の墓石の様相とも総括できる。

すなわち、伊達一門の墓石に限れば、墓石造立規制はそれほど厳格には機能しなかったものと判断される。

一方、一族の家格としての茂庭家墓所における墓石の様相は、特徴的である。墓石造立の当初より藩主墓石と同型式の円頂方形（柱）型墓石を造立しており、歴代継続造立している、茂庭家は一族といえども万石以上を知行した執政職に就任した有力家臣であり、墓碑銘には「仙臺之公族也」と明記しており特別な存在と認識されよう。

茂庭本家と、分家の千三百餘石を知行し太刀上の家格であった平渡茂庭家の墓石の様相の差異は明確である。平渡茂庭家の墓石は、初代を除いて平坦な基礎石を伴う小形の円頂方形型墓石を造立しており、家格を反映したものとなっている。調査不十分ではあるが、多くの少祿の家臣墓の一つの墓石の様相として認識できるものかもしれない。

一方仙台藩有力家臣墓中には、藩主家に採用された円頂方形型墓石



第21図 佐佐家墓石

以外の墓石型式を採用した事例も確認できる。一例は仙台経ヶ峰の藩主家墓所設置に合わせて建立された瑞鳳寺に隣接する墓所中に造営された佐佐家墓所に造立された墓石であり、高さ五尺規模の扁平自然石が用いられている。

佐佐家は伊具郡丸森で三千餘石を

知行した着座の家格であり、墓所は再整理されているものの、扁平自然石の表面を平滑に形成した墓石が良好に遺存している。確認できたところは、寛文五（一六六五）年に没した二代織部元定の墓石を最古とし、享保十二（一七二七）年に四十四歳で没した四代又左衛門定條、享保十五（一七三〇）年に四十三歳で没した五代義元、宝暦五（一七五五）年に三十八歳で没した六代伊賀康定、明和元（一七六四）年に

三十五歳で没した七代久馬定延、文化四（一八〇七）年に四十四歳で没した八代織部俊定、弘化三（一八四六）年に三十六歳で没した九代廣元の墓石と夫人の墓石などである。歴代同一の墓石型式を採用した点が確認される。

類似する様相は、一家の家格の柴田郡船岡で五千餘石を知行した柴田家墓所に確認できる。『柴田町史』には柴田家墓所の墓石配置図と一部墓石の写真が掲載されており、一つの類型としての扁平自然石利用が知られる。⁽¹⁶⁾

藩主墓石に採用された墓石型式を規範とする家臣墓石の造立と、差異をもって造立された家臣墓石の実態は不明な部分が多いところではあるが、一門墓を主体とする上級家臣墓石の様相の一端を把握できた点を、以後の研究の基礎としたい。

なお本稿を草するにあたって、岩手県奥州市教育委員会の高橋千晶さんには、水沢伊達氏墓所の報告書の入手に御世話になった。記して謝意を表する次第です。

註

- (1) 立正大学考古学会『近世大名家墓所調査の現状と課題』平成二十二年
- (2) 関根達人編『松前の墓石から見た近世日本』平成二十四年
- (3) 池上 悟「鳥取藩池田家家老墓の様相」『立正大学文学部研究紀要』第三十五号 令和元年
- (4) 『仙台藩家臣録』第一巻 歴史図書社 昭和五十五年
斎藤銳雄「仙台藩家臣団の成立と編成」『宮城の研究』第三巻 昭和

- 五十八年
渡辺信夫「家臣の配置」『仙台市史』（通史編・3）平成十三年
- 高橋富雄「陸奥伊達一族」吉川弘文館 平成三十年
- (5) 伊東信雄編『瑞鳳殿』伊達政宗の墓とその遺品 瑞鳳殿再建期成会 昭和五十四年
- 伊東信雄編『感仙殿伊達忠宗・善応殿伊達綱宗の墓とその遺品』財団法人瑞鳳殿 昭和六十年
- (6) 巨理町史編纂委員会『巨理町史』通史編・上巻 昭和五十年
- (7) 奥州市教育委員会「大安寺水沢伊達（留守）家墓所調査報告書」平成二十年
- (8) 涌谷町史編纂委員会『涌谷町史』通史編・上巻 昭和四十年
- (9) 大和町史編纂委員会『大和町史』通史編・下巻 昭和五十年
- (10) 岩出山町史編纂委員会『岩出山町史』上巻 平十一年
- (11) 松山町史編纂委員会『松山町史』昭和五十五年
- (12) 弘前大学人文学部文化財論文研究室『弘前市革秀寺・長勝寺、津軽家霊屋内部調査報告』平成二十八年
- (13) 大友儀助「史跡 新庄藩戸沢家墓所」『近世大名家墓所調査の現状と課題』立正大学考古学会 平成二十二年
- (14) 村上初一「靈廟建築」（日本の美術No.二九五）至文堂 平成二年
- (15) 津和野町教育委員会『津和野藩主亀井家墓所』平成二十三年
池上 悟「津和野藩主亀井家墓所における墓標の様相」『考古学論究』第十八号 平成二十八年
- (16) 柴田町史編纂委員会『柴田町史』（通史篇一）平成元年